

本定例会に付議された議案件名

- 議案第12号 平成17年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第13号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第14号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 議案第15号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第16号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第17号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算
- 議案第18号 平成17年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第19号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第20号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第21号 宝達志水町行財政改革審議会設置条例について
- 議案第22号 宝達志水町顕彰条例について
- 議案第23号 宝達志水町文化財保護条例について
- 議案第24号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 宝達志水町立志雄小学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築工事（明許分）請負契約の締結について
- 議案第26号 宝達志水町立志雄小学校体育館棟耐震補強及び大規模改造工事（明許分）請負契約の締結について
- 議案第27号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について
- 議案第28号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第29号 羽咋郡市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び羽咋郡市公平委員会共同設置規約の変更について
- 議案第30号 羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増（廃置分合）に伴う羽咋郡市広域圏事務組合理約の変更について
- 議案第32号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について
- 報告第19号 専決処分の報告について
- 専決第19号 平成16年度宝達志水町一般会計予算

- 報告第20号 専決処分の報告について
専決第20号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 報告第21号 専決処分の報告について
専決第21号 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 報告第22号 専決処分の報告について
専決第22号 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 報告第23号 専決処分の報告について
専決第23号 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 報告第24号 専決処分の報告について
専決第24号 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計予算
- 報告第25号 専決処分の報告について
専決第25号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算
- 報告第26号 専決処分の報告について
専決第26号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 報告第27号 専決処分の報告について
専決第27号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
専決第28号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第29号 平成16年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第30号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第31号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告について
議案第31号 石川県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 報告第32号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 報告第33号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について
- 報告第34号 専決処分の承認を求めることについて
専決第29号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 同意第12号 助役の選任について
- 同意第13号 収入役の選任について

平成17年6月16日（木曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	16 番	淺 川 治 彦
2 番	津 田 勤	17 番	金 田 之 治
3 番	中 谷 浩 之	18 番	安 達 市 朗
4 番	岩 池 齊	19 番	小 島 昌 治
5 番	岡 山 信 秀	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	21 番	土 上 輝 男
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	浜 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
総務課長	齊 藤 喜久治
企画財政課長	米 谷 勇 喜
情報推進室長	鍛 治 一 良
窓口センター長 兼住民課長	田 中 外志治
窓口センター長 兼税務課長	太 田 永 作

環境安全課長	田村淳一
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	北山茂夫
建設課長	中村清長
上下水道課長	上井信昭
企画財政課長補佐	松中和彦
医療福祉監兼 押水クリニック院長	松井晃
教育長	田畑武正
学校教育課長	赤池礼子
生涯学習課長	山田久延
志雄病院事務局長	山本実
会計課長(収入 役職務代理者)	山本外志男

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第12号 平成17年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第13号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第14号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第15号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第16号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 平成17年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第19号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第20号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第13 議案第21号 宝達志水町行財政改革審議会設置条例について
- 日程第14 議案第22号 宝達志水町顕彰条例について

- 日程第15 議案第23号 宝達志水町文化財保護条例について
- 日程第16 議案第24号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第25号 宝達志水町立志雄小学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築工事（明許分）請負契約の締結について
- 日程第18 議案第26号 宝達志水町立志雄小学校体育館棟耐震補強及び大規模改造工事（明許分）請負契約の締結について
- 日程第19 議案第27号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について
- 日程第20 議案第28号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第21 議案第29号 羽咋郡市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び羽咋郡市公平委員会共同設置組合理約の変更について
- 日程第22 議案第30号 羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増（廃置分合）に伴う羽咋郡市広域圏事務組合理約の変更について
- 日程第23 議案第31号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について
- 日程第24 議案第32号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について
- 日程第25 報告第19号 専決処分の報告について
専決第19号 平成16年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第26 報告第20号 専決処分の報告について
専決第20号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 報告第21号 専決処分の報告について
専決第21号 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 日程第28 報告第22号 専決処分の報告について
専決第22号 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計予算

- 日程第29 報告第23号 専決処分の報告について
専決第23号 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営
診療所特別会計予算
- 日程第30 報告第24号 専決処分の報告について
専決第24号 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会
計予算
- 日程第31 報告第25号 専決処分の報告について
専決第25号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第32 報告第26号 専決処分の報告について
専決第26号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計予
算
- 日程第33 報告第27号 専決処分の報告について
専決第27号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会
計予算
- 日程第34 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて
専決第28号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例
について
- 日程第35 報告第29号 平成16年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第36 報告第30号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の
報告について
- 日程第37 報告第31号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計
算書の報告について
- 日程第38 報告第32号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第39 報告第33号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について
- 日程第40 議案に対する質疑

開会・開議

議長（松田眞計君） ただいまから平成17年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は30名であります。よって、地方自治法第113条の規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、12番 守田幸則君、13番 北本俊一君を指名いたします。

会期の決定

議長（松田眞計君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月23日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの8日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（松田眞計君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告は、お手元の配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） これより本日町長から提出のありました議案第12号 平成17年度宝達志水町一般会計予算から報告第33号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況に

ついてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） おはようございます。平成17年第2回宝達志水町議会定例会における提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成17年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず応召賜り、まずもってお礼を申し上げる次第であります。

それでは、提案理由の説明に入ります前に、去る4月25日兵庫県尼崎市で発生いたしました尼崎JR脱線事故により犠牲となられた107名の方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

この事故は、電車がスピードの出し過ぎにより転倒、脱線するという前代未聞の、またあってはならない事故であり、この結果、死者107名、負傷者が500名を超えるという大惨事となりました。今後は事故原因の徹底究明と対応策について、万全の措置がとられることを心から念じているところであります。

さて、我々の生活に直結する最近の労働環境を眺めてみますと、総務省発表の4月の完全失業率は4.4%と、1998年12月以来6年4カ月ぶりの低い水準となり、また、厚生労働省発表の4月の所定内給与は25万5,607円と、これまた4年5カ月ぶりに増加するなど、少しは明るい兆しが見え始めておりますが、反面、5月1日より原油高と円安によるガソリン、あるいはまた軽油などの石油製品が値上がりし、まだまだ楽観は許されない状況となっております。

そんな中、我が国では、限られた財源、資源をいかにむだなく有効に活用するべきかと国を挙げて市町村合併、三位一体の改革、郵政民営化などといったさまざまな改革に取り組んでおりますが、中でも地方が決定すべきことは地方みずからが決定するという地方自治体本来の姿の実現を目指した、いわゆる三位一体の改革につきましては、我々地方自治体の運営に与える影響が大きく、交付税の見直しはもちろんのこと、地方へ移譲される税源についても、都道府県と市町村にどのような割合で配分されるかなど、さまざまな難問が山積しており、今後とも地方六団体が一致団結して国と議論を重ねていかなければならないと考えております。

また、着々と進む市町村合併の次なるステップとして論じられてきました道州制につきましても、去る5月27日に開かれた政府の地方制度調査会専門小委員会において、全国の都道府県を8から12ブロックに分けるという5つの具体的な区域案が初めて示されたことから、都道府県の合併論議も大きな一歩を踏み出したものと思っております。今後の進展に期待を寄せるところであります。

しかし、このような厳しい社会情勢の中にあって、毎日大きく報道される大リーグ、あるいはまたJリーグ、ゴルフなどの各種スポーツ選手の活躍が我々に与える影響は大きく、中でも、先日行われたサッカーの2006年ワールドカップドイツ大会アジア最終予選で、日本が北朝鮮を下して3大会連続3度目のワールドカップ出場を決めたことはまことにめでたく、単にサッカーファンのみならず、日本国民に対し大きな夢と希望を与えてくれました。

また、「自然の叡智」をテーマに開催されております愛知万博も、当初は何かと不備が指摘されましたが、関係者の懸命の努力により、去る9日に入場者数が700万人を突破するなど順調に入場者数を伸ばしており、これもまた明るい話題ではないかと思っております。

さて、宝達志水町が誕生してはや3カ月余りたちましたが、ただ慌ただしく過ごした時も過ぎ、これからが新たなスタートだと気を引き締めているところであります。議員各位におかれましては、今後とも町政発展のため御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本定例会は宝達志水町にとって第2回目となりますが、実質的には当初議会ということで、去る5月9日開催の第2回臨時会の席上で申し上げました7つの柱から成る施政方針を実現すべく取り組みました。各会計予算を始め、各種条例などの審議をお願いいたしますのであります。

提出案件の対応につきましては、後ほど御説明申し上げますこととして、まずは本年度、特に力を入れたいと考える3つの施策について御説明させていただきます。

最初に、企業誘致促進委員会の設置についてであります。

町政のさらなる発展を図るためにも若者定住が絶対条件であり、そのためさらなる企業誘致や地場産業の振興が求められております。そこで新たに企業誘致促進委員会を設置し、石川県人会や押水会などを通して人脈を広げ、首都圏、あるいは関西圏や中部圏を中心と

したエリア内の企業誘致を強力に推進したいと考えております。

また、町内遊休工場などの資料をデータベース化するとともに、県産業立地課と連絡を密にし、必要とあらば宝達志水町のトップセールスマンとして、いつでも、どこへで出向く所存であります。

2つ目は、行財政改革審議会の設置であります。

今ほど申し上げました企業誘致推進委員会が町から外へ打って出る施策とすれば、この行財政改革は町を内から固める施策であります。究極の行財政改革と言われる市町村合併をなし遂げた本町であっても、今後さらなる発展を図るためには、限られた財源・資源をもとに、社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を目指し、さらなる行財政改革に取り組む必要があると思います。そこで行財政改革審議会を設置し、早急に行財政改革大綱及び実施計画を策定の上、持てる財源・資源が決してむだとならないよう取り組みたいと考えております。

3つ目は、本年度予算についてであります。

今回の合併に際しては、旧押水、旧志雄の両町とも合併前に解決できることは解決し、お互いに身軽な立場で合併をしようとの考えから、合併前の一、二年間は持てる基金を大いに活用し、積極的な財政運営を行った結果、新町における基金残高はまことに少ないものとなっております。

このため本年度予算につきましては、文字どおり入るをはかり出づるを制すとの編成方針のもと、新規事業は本当に少なく、ほとんどが継続事業という新鮮味のないものとなっております。

しかし、いかに我慢の年といえども、継続事業ばかりというのでは夢がございません。そこで、先ほど申し上げました行財政改革に不退転の決意で取り組むためにも、近い将来、むだな出づるを制した結果生まれるであろう財源を当て込み、既に2点ばかりの布石を打っておりますので、ご説明させていただきます。

まず第1点目は、小学校施設の整備促進であります。

私は「まちづくりの基本は人づくり」との信念のもと、人づくりには何よりも小さいときからの教育環境の充実が大切だと考えております。そこで本年度において、この教育環境の充実を図るステップの一つとして、押水第一小学校、宝達小学校、相見小学校の屋内運動場に対し耐震補強を計画、実施設計に要する経費を計上いたしております。来年度以降、この実施計画に基づき、逐次3小学校の整備に取り組んでまいりたいと考えておりま

すので、よろしくお願いいたします。

第2点目は、新世代地域ケーブル網の整備であります。

本事業は、2町合併推進の際に申し上げました、小さくとも隅々まで行政の目の届いたまちづくりには欠かせないものであります。本町のように山間部が多く、人口減と高齢化に悩む町にとって、今後、ひとり暮らしの高齢者を初めとするいわゆる社会的弱者に対し、いかにして細やかに行政の目を注いでいけるかが住んでよかった町となるキーポイントになると考えているところであります。

本事業の初期段階では、町の自主放送による行政情報の伝達やコミュニティ番組の提供等、テレビの難視聴地域の解消のための整備を行い、各種情報の伝達を町内一円に格差なく行うことができる体制をとりたいと考えておりますが、将来的には単に情報を伝達するだけでなく、情報を互いにやりとりする手段、いわゆる相互伝達の手段として大変有効であろうと期待しております。特に、近い将来に実現が期待されておりますひとり暮らし世帯や高齢者世帯に対しテレビ電話を活用した在宅健康診断は、文字どおり安心して暮らせる住んでよかった町との評価がいただける事業の一つではないかと考えております。

また、今や情報伝達の手段として欠くことのできなくなった携帯電話につきましても、現在のような人口分布では、民間資本による不感地帯の解消はまことに困難といわざるを得ませんが、本事業により張りめぐらせた光ケーブルを活用することにより、山間部といえども人が住んでいる地域においては携帯電話の使用が可能になることから、住民生活の質の向上につながると考えております。

以上、本年度予算編成に当たって、少ないながらも将来のまちづくりのために取り組んだ事業もあることを御紹介させていただきました。

それでは、改めまして本定例会に提案いたしました案件について、その対応を御説明申し上げます。

まず、議案第12号から議案第20号までの平成17年度予算に関する議案9件についてであります。

去る3月の第1回定例会において御承認いただきました平成17年度の暫定予算につきましては、かねてから御案内のように、4月から本予算が成立するまでの3カ月間、町政運営を滞らせないために、経常的な経費を主なものとして編成いたしております。

今回御提案いたしました平成17年度予算、いわゆる本予算につきましては、その暫定予算を包括し、4月から来年3月までの12カ月間にわたる平成17年度全体の予算として編成

し直したものであり、暫定予算に含まれていなかった残り9カ月間の経常経費はもとより、政策的経費、投資的経費についても追加計上して御提案申し上げるものであります。

既に平成17年度がスタートして2カ月余りが経過し、暫定予算として執行された一部の経費もありますが、今回の予算は平成17年度の当初予算として位置づけられるものであり、宝達志水町にとって実質的な本予算となるものであります。

しかしながら、宝達志水町の財政状況は、昨年度に具体化しました三位一体の改革によりまして旧2町において多額の歳入不足が見込まれたため、各種基金の取り崩しにより対応したことにより、基金残高も大幅に減少しており、厳しい状況にあります。今年度も引き続き三位一体の改革が推進されており、地方財政計画においては、税と実質交付税による一般財源の総額は昨年度と同水準が確保されておりますが、昨年度の大幅な減少が復元されたわけではありません。

このため平成17年度の当初予算の編成に当たりましては、この厳しい財政状況を受けとめ、行財政改革の推進はもとより、町民の皆様にとって真に必要な事業を見きわめ、その中においても早急に取りかからなければならないもの、後年度において対応が可能なものといった優先順位を間違えないよう町政に取り組まなければならないと考えております。

それでは、今回提案しました予算について、主な内容を順次御説明いたします。

まず、議案第12号 平成17年度宝達志水町一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,600万円とするものであります。

債務負担行為につきましては、第2表のとおりであります。新世代地域ケーブルテレビ設置整備事業や宝達志水町の総合計画策定事業など5件について、債務負担行為とするものであります。

また、第3表の地方債につきましては、ケーブルテレビ設置整備事業、志雄小学校食堂棟建設事業及び臨時財政対策債などの限度額を定めるものであります。

そのほか一次借入金としましては、年度末の資金繰りなどを勘案して借り入れ限度額を定めるものであります。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容につきましては、歳入から御説明いたします。

町税につきましては、地域の経済動向と実勢から、旧2町の前年度当初予算と比較して0.2%の増を見込むものであります。

地方譲与税につきましては、昨年度から創設された所得譲与税の大幅な増により、旧2町の当初予算額の26.6%増を見込むものであります。

地方交付税につきましては、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化ということで、一部増額の要因もあり、地方財政計画では0.1%増となっていますが、本町におきましては、平成16年度決算額を勘案し、普通交付税、特別交付税合わせて旧2町の前年度当初予算額8.4%増を見込むものであります。

国庫支出金については、今年度、三位一体の改革により新たに養護老人ホームなど保護負担金、公立の延長保育促進事業費などが一般財源化され、減額の要因はありますが、新世代地域ケーブルテレビ設置整備事業に伴う国庫補助金などを見込むものであります。

歳入金につきましては、各種施策を推進するため、また志雄小学校給食棟建設事業などのハード事業の財源に充てるため、財政調整基金を初め各種基金から繰り入れされるものであります。

そのほか町債につきましては、合併特例債を初め財源補てん措置などが見込める良質なものを優先して発行するものであります。

以上が歳入であり、続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

議会費につきましては、議員各位の議会活動に支障のないよう配慮させていただいたつもりでありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

総務費については、今年度より2カ年事業として、町内のテレビ難視聴地域の解消を図り、行政、コミュニティなどの情報発信を実施し、地域間の情報格差の是正を図るため、新世代地域ケーブルテレビ設置整備事業を初め、簡素にして効率的な町政運営の実現の推進を図り、行財政改革大綱及び実施計画を策定する行財政改革推進事業、また町政の発展に寄与する優良企業の立地を促進し、地域振興と雇用機会の拡大を図るための企業誘致対策事業及び旧志雄町において運行していたデマンドタクシーの新町全域の運行範囲を拡大する経費などを計上するものであります。

民生費については、旧町より実施しています各種福祉施策の充実に伴う経費などを計上するものであります。

衛生費につきましては、生きがいと健康づくりの推進を図り、きめの細かいサービスを展開するための老人保健事業などの経費を計上するものであります。

労働費につきましては、シルバー人材センターへの支援経費や勤労青少年ホームの管理経費などを計上するものであります。

農林水産業費につきましては、広域営農団地農道整備事業などの県営事業負担金、末森山周辺一帯の地域を生かし、森林環境の保全などを整備するための森林空間総合整備事業

などを計上するものであります。

商工費につきましては、町民の保養と健康福祉の増進に寄与する温泉施設古墳の湯の運営管理経費などを計上するものであります。

土木費につきましては、新町の道路網の総合的な整備計画を策定する経費及び旧町より継続しています道路整備経費などを計上するものであります。

消防費につきましては、緊急時の対応として、サイレンの設置経費や消防ポンプ車の購入経費などを計上するものであります。

教育費につきましては、食育教育の充実を図るため志雄小学校給食棟建設事業を初め、押水第一小学校、宝達小学校、相見小学校の屋内運動場の耐震補強計画実施設計に要する経費、また生涯学習センターさくらドーム21や町民センターアステラスにおいて、多様で充実した生涯学習メニューを提供する経費並びに町内にある文化財の保存、管理に要する経費などを計上するものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、議案第13号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億8,625万7,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税で3億9,136万5,000円、国庫支出金で5億136万9,000円、療養給付費交付金で3億2,258万3,000円であります。

歳出では、保険給付費で10億1,759万2,000円、老人保健拠出金で3億3,958万円を見込んでの計上であります。

なお、国民健康保険事業の運営の安定化のために、レセプト点検の強化や保健事業の推進など、地域の実情に応じた医療費適正化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議案第14号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,124万円とするものであります。

歳出の主なものは、医療費であり、本年度の1人当たりの医療費を77万1,000円余りで見込んで予算を編成したものであります。

議案第15号は、平成17年度宝達志水町の介護保険特別会計予算についてであります。

高齢者の介護を国民みんなで支え合う介護保険制度は、スタートから6年目を迎えています。国民に浸透したと思われるこの制度は、平成17年度中に介護保険事業の円滑な実施のため、介護保険事業計画の見直し、保険料の改定などを行うため、本町においても高

齡化率の推移、要介護認定者数の推計、介護サービス料の供給量などを調査し、第3期事業計画策定に向けてその作業を始めなければならないと考えております。

また、今後の高齢化社会において、介護保険を必要とする人はさらに増加することが予想されることから、給付費の歯どめ対策として、介護保険の世話にならない健康づくり事業も実施したいと考えております。

以上の結果、平成17年度の介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ11億7,383万7,000円とするものであります。

議案第16号は、平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,045万2,000円とするものであります。

直営診療所の運営に当たりましては、地方病院との連携をもとに、地域に密着した診療所として、通所リハビリテーション事業と医療サービスの充実に対し積極的に取り組む所存であります。

議案第17号は、平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算についてであります。

平成17年度の宝達志水町下水道事業特別会計は、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ6億6,468万8,000円であります。

公共下水道関係にあつては、樋川処理区の汚水処理施設であります浄化センターの建設に着工するとともに、管渠布設工事、舗装、本復旧工事などを予定しております。また、戸別排水処理施設整備事業の整備を含め、所要の事業を確保したところであります。あわせて、公共下水道及び農業集落排水の維持管理費を計上しているところでもあります。

議案第18号 平成17年度宝達志水町水道事業会計予算についてであります。

本年度の水道事業の業務の予定量は、給水戸数4,920戸、年間総給水量149万6,600立法メートル、1日平均給水量4,084立法メートルであり、主な建設改良事業といたしましては、柳瀬、荻島地区の老朽管更新事業を予定しております。

この結果、収益的収入は3億7,440万2,000円、収益的支出は3億8,288万2,000円となり848万円の欠損となる見込みであります。

また、資本的収入は1億7,087万8,000円、資本的支出は3億4,418万1,000円であり、収入が支出に対して不足する額1億7,330万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,493万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,836万6,000円で補てんするものであります。

そのほか、企業債につきましては、老朽管更新事業に伴い8,700万円、志雄浄水場における浄水設備改良事業に伴い、4,700万円を限度額として借り入れるものであります。

次に、議案第19号は、平成17年度宝達志水町下水道事業会計予算についてであります。

本年度の下水道事業の業務予定量は、農業集落排水事業では総排水戸数542戸、年間総処理水量20万8,050立法メートルと前年度に比べ若干の増加が見込まれ、予算編成を行いました。

公共下水道事業では、排水戸数を1,593戸に予定し、予算編成を行いました。

この結果、収益的収入は4億5,362万4,000円、収益的支出は4億5,292万円となり、70万4,000円の利益となります。

資本的収入は1億2,300万円に対して、資本的支出は2億4,933万9,000円となり、収入が支出に対して不足する額1億2,703万9,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

下水道事業は地方公営企業として独立採算制度のもとで事業運営することになっております。このことから、利用率を高めるとともに、有収水量の増加などによる使用料収入の確保を図ることにより経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと存じております。

次に、議案第20号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計予算についてであります。

平成17年度国民健康保険志雄病院会計予算は、業務の予定量、病床数100床、年間入院患者数3万3,580人、年間外来患者数6万4,800人とするものであります。

主な建設改良事業といたしましては、医療器具などの購入及び附帯施設整備事業に係る経費を計上するものであります。

また、収益的収入及び支出で12億455万5,000円、資本的収入で3,915万3,000円、資本的支出で1億386万9,000円とするものであります。

そのほか、企業債につきましては、医療機械・器具の購入に伴い3,000万円を限度額として借り入れるものであります。

次に、議案第21号から議案第32号までは、条例の制定及び条例の一部改正並びに規約の変更であります。

議案第21号 宝達志水町行財政改革審議会設置条例についてであります。

これからの町政には、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行財政運営が絶対的に必要であり、そして、それをなし遂げるためには宝達志水町行財政改革審議会を立ち上げ、定員管理の適正化、事務あるいは事業の再編・整理、経費節減などによる財政の建て直しなどを柱とした宝達志水町行財政改革大綱を策定するものであります。行財政

改革大綱は今年度中に策定し、平成18年度から平成22年度の5年間で第1ステップとして、宝達志水町の行財政の健全化を図っていくことを目的とするものであります。

次に、議案第22号 宝達志水町顕彰条例についてであります。

この条例は、町の自治、産業、福祉並びに学術の発展などについて顕著な功績・功労があった者を顕彰することにより、町民の創意、研究並びに道義の高揚に資し、町民生活の向上を図るために制定するものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町文化財保護条例については、文化財保護法の一部を改正する法律及び文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、既存の条例を全文改正するものであり、内容としては、文化的景観の保護制度の新設、民俗文化財の定義に民俗技術の追加、建築物以外の有形文化財の登録制度の新設であります。

次に、議案第24号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、宝達志水町の行財政改革の健全化を町長である私がみずから率先して図ることが重要であると考えております。宝達志水町常勤の特別職の職員のうち、町長に係る期末手当及び管理手当の経過措置分の額を等分の間、支給しないことにするものでありますので、議員各位の御理解を賜りたいと存じております。

次に、議案第25号 宝達志水町立志雄小学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築工事（明許分）請負契約の締結について及び議案第26号 宝達志水町立志雄小学校体育館棟耐震補強及び大規模改造工事（明許分）請負契約の締結については、両工事とも指名入札の際の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、両工事の請負契約の締結に際し、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について及び議案第28号

石川県市町村職員退職手当組合規約の変更については、平成17年9月1日に志賀町と富来町、平成17年10月1日に山中町と加賀市が合併することにより伴う契約の変更であります。

次に、議案第29号 羽咋郡市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び羽咋郡市公平委員会共同設置規約の変更について及び議案第30号 羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増、いわゆる廃置分合に伴う羽咋郡市広域圏事務組合規約の変更については、志賀町と富来町が合併することに伴い、組合組織を構成する市町村を

変更するものであります。

次に、議案第31号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について及び議案第32号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更については、県内における市町村合併により、平成17年2月1日に能美市及び白山市、平成17年3月1日、宝達志水町、中能登町及び能登町が誕生したことによる組合理約の変更であります。

続いて、報告第19号から報告第27号までの9件の平成16年度予算の専決処分の報告を説明いたします。

平成16年度の暫定予算につきましては、宝達志水町の誕生と同時に3月1日付で専決処分をし、去る3月7日の第1回臨時会において承認いただいておりますが、今回、平成16年度予算、いわゆる本予算につきましては、3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

暫定予算が旧2町の2月末の執行残額に基づき計上した内容であったのに対し、各会計の本予算は、平成16年度の決算額を見込んで年度末の3月31日付をもって専決処分を行っております。

それでは、各会計の本予算の専決処分について、順次御説明をいたします。

まず、報告第19号 平成16年度宝達志水町一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億686万2,000円としたものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、暫定予算には計上しておりませんでした。5件の事業について、今回の本予算で改めて繰越額を計上したものであります。

第3表の債務負担行為につきましては、暫定予算で御提示いたしました内容を詳細にして計上したものであります。

第4表の地方債につきましては、3月中に起債許可額の一部に減額変更がありましたので、限度額の合計を18億2,130万円としたものであります。

一次借入金などについては変更はいたしておりませんが、実際には借り入れを行わなかったことを御報告いたします。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

先ほど申し上げましたように、実質的には決算に合わせた内容となっており、暫定予算と比較いたしますと3億6,386万2,000円の増額となり、総額34億686万2,000円となったものであります。

歳入につきましては、2月末の旧2町の決算における剰余金の増額が主なものでありま

す。

歳出につきましては、旧2町の決算における剰余金の財政調整基金、減債基金の積み立てによる増額が主なものであります。

なお、歳入歳出とも決算に合わせた編成内容となっておりますが、この本予算がいわゆる3月1カ月分だけの予算ということで、旧2町の決算とあわせて見ないと平成16年度の全体像は把握をできませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

報告第20号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,335万円としたものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税の確定及び保険給付費などの確定による国庫支出金などを精算したものであります。

歳出につきましては、医療費が見込みより少なく、保険給付費などを決算に合わせた内容のものとし、暫定予算と比較いたしますと4,865万円の減額となります。

報告第21号 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,850万1,000円としたものであります。

歳入につきましては、医療費の確定により、支払基金交付金及び国庫支出金などを精算したものであり、歳出につきましては、医療費などを決算に合わせた内容のものとし、暫定予算と比較いたしますと1億6,149万9,000円の減額となります。

続いて、報告第22号 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,652万1,000円としたものであります。

歳入につきましては、介護支援サービス給付などの確定により国庫支出金、県支出金を精算したものであり、歳出につきましても決算に合わせた内容となっております。暫定予算と比較しますと1,047万9,000円の減額となります。

報告第23号 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ847万6,000円としたものであります。

歳入につきましては、診療所費などの確定により繰入金を精算したものであります。

歳出につきましては、決算に合わせた内容となっており、暫定予算と比較いたしますと152万4,000円の減額となります。

報告第24号 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計予算についてであります。

平成16年度の宝達志水町下水道事業特別会計は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ

れ3億4,360万2,000円であります。

続いて、報告第25号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算についてであります。

平成16年度の宝達志水町水道事業会計は、収益的収入で6,353万8,000円、収益的支出で6,757万5,000円、また資本的収入で9,895万円、資本的支出で7,257万9,000円としたものであります。

続いて、報告第26号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計予算についてであります。

平成16年度の宝達志水町下水道事業会計は、収益的収入で2,525万9,000円、収益的支出では9,860万8,000円、また資本的支出では8,616万1,000円としたものであります。

報告第27号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算についてであります。

平成16年度の国民健康保険志雄病院事業会計は、収益的収入で8,185万6,000円、収益的支出で1億1,065万円、また資本的収入で262万6,000円、資本的支出で8,432万4,000円としたものであります。

以上が、平成16年度各会計の本予算の専決処分の内容であります。最初に申し上げましたように、本予算は決算見込みに合わせた内容で調整をし、3月31日付で専決処分したものでありますので、議員の皆さんの御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第28号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、根拠法令である地方税法の一部改正が、本年4月1日から施行されたのに伴い専決処分を行ったものであります。

その主な改正内容といたしましては、人的非課税範囲の見直し、給与支払報告書提出対象者範囲の見直し及び長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置の延長であります。

報告第29号から報告第31号までは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の報告を行うものであります。

まず、報告第29号 平成16年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

総務費では防災無線改造事業、民生費では南部保育所改築事業、土木費では道路整備事業、消防費では消火栓建設など負担金、教育費では、志雄・樋川小学校耐震補強及び大規模改造事業が、工期不足のため年度内に完了できない状況となったものであります。

続いて、報告第30号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

これは地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費を繰り越すもので、老朽管更新工事が、国道改良工事及び町道31号線道路改良工事の工期延長のため、年度内に完了できない状況となったものであります。

続いて、報告第31号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

これも地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費を繰り越すもので、冷暖房機器など改修工事において機種選定に不足の日数を要したために、年度内に工事が完了できない状況となったものであります。

次の報告2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、宝達志水町が出資する法人の経営状況を報告するものであります。

まず、報告第32号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成16年度においては新たな用地の取得はなく、投資額として1,397万3,059円を支出いたしました。

その主なものとしては、上田用地の造成工事、今浜用地の造成工事に係る実施設計業務委託費、宝達駅東部用地ののり面保護工事であります。

保有土地の処分については、宝達駅東部用地で2区画、上田用地で7区画、今浜西部用地で一部売却処分いたしました。また、小川南部用地の一部と南吉田用地を町道敷として町へ売却いたしております。さらに、公有用地として先行取得していた陸上競技場用地の一部、押水総合体育館などの駐車場用地、北大海第一保育所駐車場用地を町へ売却いたしました。

土地造成事業と公有地取得事業の両事業を合わせ1万5,860.53平方メートルを売却処分し、売上事業収入1億9,047万2,890円となりました。

公社の経営成績を示す収益的収入及び支出では、収益的収入1億9,557万478万円に対し収益的支出1億9,354万5,019円となり、収支差し引き298万7,541円の欠損で決算を結びました。

続いて、報告第33号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況についてであります。

この法人は平成17年1月、財団法人押水スポーツ振興会の名称と目的を変更し、公共施設などの管理体制を一元化し、経済的かつ効率的な管理運営を行うことを目的に設立したものであり、事業内容としましては、施設管理公社が所有する押水総合体育館及び押水武道館の維持管理を初め、受託する旧押水町の庁舎など公共施設の管理業務をそれぞれ実施

いたしましたものであります。

以上、私の基本的な姿勢並びに御提案を申し上げました案件につき、その概要を御説明申し上げましたが、いずれの案件につきましても、これからの宝達志水町の町制施行に当たり欠くべからざるものであり、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（松田眞計君） ここで、議案第12号から報告第33号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

閉議・閉会

議長（松田眞計君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時26分散会

平成17年6月17日（金曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	16 番	淺 川 治 彦
2 番	津 田 勤	17 番	金 田 之 治
3 番	中 谷 浩 之	18 番	安 達 市 朗
4 番	岩 池 齊	19 番	小 島 昌 治
5 番	岡 山 信 秀	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	21 番	土 上 輝 男
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	24 番	北 橋 俊 一
9 番	林 一 郎	25 番	塚 本 哲 雄
10 番	岡 山 好 作	26 番	中 橋 弘 次
11 番	宮 城 昌 保	27 番	因 幡 栄 市
12 番	守 田 幸 則	28 番	近 岡 義 治
13 番	北 本 俊 一	29 番	中 村 建 治
14 番	中 川 信 夫	30 番	松 田 眞 計
15 番	畑 谷 正		

欠席議員

23 番	浜 谷 康 信
------	---------

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
総務課長	齊 藤 喜久治
企画財政課長	米 谷 勇 喜
情報推進室長	鍛 治 一 良
窓口センター長 兼 住民課長	田 中 外志治
窓口センター長 兼 税務課長	太 田 永 作

環境安全課長	田村淳一
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	北山茂夫
建設課長	中村清長
上下水道課長	上井信昭
企画財政課長補佐	松中和彦
医療福祉監兼 押水クリニック院長	松井晃
教 育 長	田畑武正
学校教育課長	赤池礼子
生涯学習課長	山田久延
志雄病院事務局長	山本実
会計課長 (収入役職務代理者)	山本外志男

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案の委員会付託

開議

議長（松田眞計君） ただいまの出席議員は29名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（松田眞計君） 日程第1 一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

7番 川崎與一君。

〔7番 川崎與一君 登壇〕

7番（川崎與一君） ちょっと押水の議会と反対向きなものでちょっと、何か変な、傍聴者にしり向けているのは変な感じがするけど……。ちょっと前置きが、言葉が出ましたけれども、まず質問に入る前に、初めての一般質問ということで緊張もしておりますし、今までと違った町長に対する意見もこれといった形はないわけでございますけれども、きょう傍聴に来ていただいた方にとっては町長に対する期待と議員に対する期待を込めて聞いていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、質問等々に入りたいと思います。

さて、町長は去る5月9日、第2回臨時議会において新町建設計画の実現に向けた施策方針について7つの柱を挙げ、「水と人が奏でるハーモニーのまち」に向けて、みずから新たな仕組みを創造し、町民参加と改善を進め、自主充実のまちづくりを実践していくという所信表明をされました。

その中で、私は今回、7つの柱の中から2点目として挙げられております産業振興の積極的な支援という中から、水田農業に対する取り組みについて質問をいたします。

まず1点目は、農業問題は、農業者の高齢化に伴う担い手の問題等々、農業問題についてはすぐ解決できる問題がない、考えても考えてもないわけでございますけれども、この新町に対する、水田農業に対する基本姿勢をまずお聞かせを願いたいと思います。

2点目は生産調整、一般的には転作と言った方がわかりやすいかと思いますが、昭和

35年の米の消費量は1人当たり約120キロ、2俵消費されておりました。しかし、一昨年（15年）末には60キロ、1俵を切る1人当たりの消費量に減退をしております。このことから、米づくり農家にとっては転作は避けられない問題となっております。

転作に対する国の補助金の見直し、団地化一つとってみても団地の規模も大きくなり、農家がますます取り組みにくい状況にあります。このことから、旧押水町、旧志雄町には独自の補助金体系があったかと思えます。その中で、小さい農家も転作補助金の栄典に——わかりやすく言えばまんじゅうが食える方策をとっておるものと思えますけれども、補助金体系の継続を求めるとともに、転作に関する特産品の各部会ができております。それらの生産部会員の助成金の継続を引き続きお願いするとともに、本形の中でどのような状況になるのか、まず問いをいたします。

3点目は、旧押水町農業委員会より提案がありました「道の駅」に対する取り組み姿勢を問います。

昨年8月18日、旧押水町でございますけれども農業委員会、商工会、JA、各生産部会の代表等による押水町直売所推進協議会が開催されております。宝達志水町は、観光の町としても取り組み方によっては期待の持てる町だと思っております。なぜならば、今回岡部家、喜多家、モーゼパーク等々の目玉が豊富な町であります。その目玉を生かすためにも、昼食のとれる道の駅は特産品の販売、銘菓の販売——菓子の販売でございますけれども、それらによる商業の活性化にも期待できるものと思えます。なお、それらが新町を全国に発信する起点になるのではないかという思いもいたしております。今後の取り組み姿勢を問うものであります。

以上、新町として活力のあるまちづくりに向けた町長の誠意ある答弁を求め、質問を終わります。

以上です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、川崎議員の御質問に誠意を持ってお答えをさせていただきます。

第1点目の、宝達志水町の農業に対する基本姿勢についてどう思っているかという質問でございます。

私は、本町の基幹産業たる農業については、今後ともそれらそれぞれの生産者がおいで

るわけでございますけれども、発展・振興に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

そこで、現在の本町における農政の指針であります。これは既に皆さん御承知のとおり川崎議員は農協出身でございますので、農政につきましてはもう大変精通しております。釈迦に説法の感がございますので、要点のみ簡単に答弁をさせていただきます。

まず、現在の町の農政につきましては、平成12年度に制定されました基礎農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想を大きな柱としております。そのもとに策定された地域農業マスタープラン及び地域水田農業ビジョンに基づき、各種施策を展開しているところでございます。新町においてもそれぞれの今日までの流れをくんで、このような形で取り組んでおります。

特に本町農業の中核を占めるのは、川崎議員おっしゃったとおり水稻でございます。稲作農業につきましては、平成16年に米政策改革に基づき策定された地域水田農業ビジョンのもと、それぞれ米の需給調整に当たっては消費者ニーズあるいはまた市場動向をもとにした生産、これを基本としております。また、転作作物にあつては、地域の特性に応じた特産品の生産を目指しております。また、生産構造にあつては、地域での話し合いを通じた認定農業者など担い手の育成を明確化して取り組んでおります。また、助成体系でございますけれども、これはやはり売れる農産物をつくらなければいけないわけでございますので、売れる農産物の産地づくりに向けた取り組みをしておるところでございます。

しかしながら、いずれも旧町時代に策定されたものであることから、新町においてはやはり新町に即した計画の策定をとの考えはございますが、今ほど申し上げましたとおり、地域水田農業ビジョンにつきましてはことしが3カ年計画の2年目に当たるわけでございます。本年3月にまた、国において今後10年程度の施策展開の羅針盤としてこれまた策定されました新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、今後平成18年度にかけて新たに各般の施策が具体化されることが予想されております。

これら施策の内容を吟味した上で、平成19年度にも我が町の新たな計画を策定の上、本町農業の振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に第2点目の、転作に対する町単独補助金の継続についての御質問であります。

この点につきましては、これまでも生産調整の円滑な推進を図るために、町としている単独補助を行ってきたところであります。今後も農業に対し町単独の支援は必要で

あると考えております。

しかしながら、今後のやはり具体的な支援策につきましては、先ほど申し上げた農政の方向性、すなわち新たな食料・農業・農村基本計画によりますと、やはりこういったことを十分に踏まえるような政策も打ち出しております。国はまず担い手の明確化を打ち出しております。そして、その担い手に対する支援の集中化を打ち出しております。また2点目に、経営安定対策の確立を目指しております。この2点がこれらに明記されておりますので、今後の国の支援、これはやはり担い手に対し重点的かつ集中的に行われることが予想されております。

そこで、質問の転作に対する町単補助につきましても、今後やはりこのような転作に対する国の考え方が具体的にになった時点でよく検討し、適切に対応してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、3点目の道の駅についてでございますけれども、この件につきましては御質問にありましたように、これまでいろいろとお話が合ったように聞いております。これにつきましては、川崎議員が平成15年第11回押水町議会定例会で一般質問されております。当時の中西町長が、直売所推進協議会準備会の検討内容を見守っていきたいと答えておいでになっております。そして、その後の推進協議会としての活動は、平成16年8月18日に第1回会議を開催したと伺っております。

このため、今ここにお尋ねの新町における取り組み姿勢については、私は資料不足のため満足いくお答えはできかねますが、さきに中西町長がお答えになったように、まずはせっかく組織された直売所推進協議会があるわけでございますので、今後協議会の方々よりこの経過、そして直売所に対するお考え等を十分にお聞きした上で、宝達志水町としてこの問題にどう取り組むべきか検討してまいりたいと思っております。よろしく御理解のほどを賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（松田眞計君） はい。7番 川崎與一君。

〔7番 川崎與一君 登壇〕

7番（川崎與一君） 簡潔な答弁であったというふうに思います。

内容については、私今資料を持っておりますけれども、志雄町地域水田推進協議会並びに押水町地域水田協議会、作成は今おっしゃられたとおり平成16年4月になされております。これが3年ということなので18年までになっております。この中で、町単独の助成をいた

だいております。

それは、言い直せば、今新たなものについては今後検討を加えながらという言葉がありましたけれども、もう転作も始まっておるわけです。もう、転作部分も始まっております。その中で、本年度については従来の各町に持っておった単独助成がそのまま生きるということの解釈でしょうか。それをひとつ確認をしておきたいと思います。

それと、直売所の道の駅のことでございますけれども、今、私が質問を長々と申し上げましたとおり、直売所はもちろんでございますけれども道の駅という、昼食を伴わないと観光の町としてのメリットはないんじゃないかという形も踏まえて、確かに新町長は内容的には聞いていなかったと思いますし、今の答弁しかなされないと考えますけれども、現町長が今、今度合併された農業委員の中でも多分出てくる問題だろうと思います。その中で町長としての言葉を、思いを再度お聞きしたいと思います。そのことが今後の運営委員会等々の中で問題提起される中で聞かれる、ますます前進するものであるということを思いますときに、もう一言踏み込んだ答弁をいただけたらと思っております。

以上、それともう1点、ちょっと若干抜けた感があるんですけども、先ほど町長の言葉の中で転作作物、売れる作物等々という言葉があったように記憶します。その中で、私は今おっしゃられたとおり農協の禄をはんでおったときに志雄町へ来て、志雄町は桜で町を売るんだ、全国発信しておるんだという形の中で、サクランボをやると、つくりたいという思いの中で、当時中核農家の中心人物二、三あったかに、町の方へも足を運んだ経緯を実は持っております。

町長さん、前の町長さんのときでございますけれども、やはり桜で行くという場合にはそういった形の、確かにサクランボは虫の、町内に被害があると、難しい植物でございますけれども、今後は桜祭り等々も私ども持てるのかわかりませんが、後ほど質問があるかもしれませんけれども、やっていくとすれば、ここまできたら桜で売ったら、旧志雄町にサクランボがないということであるとすれば、今でも祭り等々は私個人的には単なるごみ捨ての祭りだったのかなと、言葉は大変語弊ありますけれども、何か持ち帰ってもらうものはサクランボが適当でないかと、最適でないかという思いを今も実はしております。

きのう夕方、農協の本店の方へお邪魔しまして、今の問題について若干話をしてみたいと。もし町からの問い合わせがあるとすれば、検討も含めた対応を考えてほしいという話をJAに対してしてきておるところでございます。それを含めて、直売所、道の駅含めて

再度言葉をいただきたいと、このように思います。よろしくをお願いします。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 道の駅、直売所、この問題でございますけれども、道の駅はこれは道路管理者、国道でございますので国土交通省。道の駅の趣旨はトイレと休憩所です。しかし、直売所はこれまた道路管理者と違ってそれぞれの地域の皆さん方が要望し、そして建設するものだと思っております。

そこで、道の駅たるものは本町に一応2カ所あるわけでございますので、そういった問題と直売所が整合性できるのかできないのか、まずはやはりそういった道路管理者とも十分検討を加えなければいけない問題ではないかと思っております。

また、先ほど申したとおりこの農産物直売所につきましては、私は本町の町長になってまだ2カ月ばかりでございますので、そういった資料も十分持ち合わせておりません。そして、先ほど申したとおり準備委員会のメンバーの方とも意見をまだ交わしておりませんので、そういったことを十分検討しながら対処して検討していきたいという程度で御了解賜りたいと思います。

また、それぞれの転作補助金につきましては旧来の両町で助成していたその体系そのまま平成17年度の予算に織り込んでございますので、昨年と何ら変わっていないということで認識していただきたいと思えます。

また、本町には先ほど申したとおり、水田あるいはまた果樹、園芸あるいはまた蔬菜と、それぞれ農家の方々が多種多様な形で農作物を生産されております。もちろんサクランボということになれば果樹の方へ入るんじゃないかなと思えます。

そんなことで、私はやはり果樹の生産されておる方々のこれからの取り組みの問題ではないかと思っております。今ここでサクランボについて町長としてどう考えているかとおっしゃられても、今即答はできないということで御理解賜りたいと思えます。

終わります。

議長（松田眞計君） 次に、4番 岩池 齊君。

〔4番 岩池 齊君 登壇〕

4番（岩池 齊君） 日本共産党の岩池です。私は2点について質問と要望をしたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、保育所と中学校の統廃合の問題についてでございます。

紆余曲折の合併協議の中で誕生した宝達志水町のまちづくり計画について、5月の臨時議会で町長の所信表明がありました。合併してよかった、この町に住んでいてよかったと実感のできるまちづくりを進めていくという力強い表明がありました。

私はこのまちづくり計画の中でやはり心配しているのは、保育所と中学校の統廃合の問題です。まず保育所についてでございますが、今ある8カ所を4カ所にするという計画が出されているわけですが、やはり子供を生み育てる親にとって不安の声が上がっています。国の少子化対策として、平成15年4月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。確かに少子化が町にもたらすマイナスの影響ははかり知れないものがあります。そして、今後少子化がより一層進展するという見通しだそうです。しかし、子供が少なくなったから統合して1カ所に集めてしまえといった乱暴なやり方は間違いではないかというふうに思っております。数が多ければよいといったものでは決してないと思います。まさに子供は宝です。

特に私の地区の北部保育所について、今現在30人の子供がいます。親の皆さんからは、統廃合は絶対反対だという強い意見も出されております。中央保育所の老朽化に伴う建てかえ時期等もあるわけですが、その際にもきちんと地元の合意を得てやっていただくよう強く要望しておきます。

次に中学校の統廃合の問題ですが、これも保育所同様大変乱暴な計画ではないかというふうに思っております。今、押水の中学校で246人、志雄の中学校で225人の生徒数です。少子化の中で生徒の数は減少は避けられない事実でございます。しかし、中学生という心身ともに成長する大切な時期の教育について、言うまでもなく中学生として安全で安心できるゆとりある教育が大切であるわけで、その環境整備が求められています。以上、次代のつまり次の代の担い手である子供たちが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、さまざまな支援体制の充実を図るとするならば、この次世代育成支援行動計画とまちづくり計画の中での保育所及び中学校の統廃合について、町長の見解をお聞きしたいということです。

次に、もう1点はこれは要望になりますが、杉野屋地内にある吉崎川の河川改修と拡幅工事についてでございますが、ことし県から地元へ、工事計画の中で現在行われている羽咋市太田町の吉崎川の河川改修工事にあわせて、上流の杉野屋地内にかかわる部分も改修工事をしたいということで地元の説明も2月に行ってきました。この中で、農道にかかわる2つの橋を1つにしてほしいという提案でした。

地元の意見は、環境整備につながるよい話だが2つの橋を1つにするというのは不便ではないかということで、これは絶対まかりならんということで、県は、七尾の総合事務所は持ち帰り検討するということでした。その後何の説明もなく今日に至っているのが現状です。町としても県に対し強く要望していただくようお願い申し上げます、私の発言を終わります。よろしく申し上げます。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 岩池議員の質問に誠意を持ってお答えいたします。

保育所の統廃合についてでございます。現在、宝達志水町において旧押水町の4保育所、旧志雄町の4保育所8カ所の保育所をもって保育を実施いたしております。本年4月1日現在の入所児童数を見ますと、相見保育所では144名、北大海第一で69名、第二で24名、宝達保育所で47名の合わせて284名です。旧志雄中央保育所では108名、南部保育所、これも108名、東部保育所14名、北部保育所29名合わせて259名の入所児童数があります。極めて小規模な保育所があることも事実でございます。

本町におきましても、子供の数は近隣市町村同様特別の状況がない限り大きな増加が望めないのも現状であり、また、行財政改革を推進する上でもこの8カ所の保育所について統廃合を考える時期に差しかかってきたという認識も持っている次第であります。

しかし、今議員指摘のとおりそれぞれの地域と密着し、あるいはまた地域に愛されて築かれた保育所の統廃合は、地域の方々の思いを考えますとそんなに簡単に事が運べるものかと思っております。慎重に対処をしなければならないと考えております。

改めて申し上げますと、そういった統合状況が生じた場合において、地域の皆さんの感情を思いはかるとともに、統廃合の趣旨を十分にやはり説明申し上げ、地域住民の御理解を得るべく最大限のやはり努力を傾注していかなければならないと考えております。そういったことも踏まえて、統廃合が実施される時期が来たならばやはり皆さん方に御理解を賜り、適切な方法で検討してまいりたいと、今の時点でこのような考えを持っているということを答弁させていただきます。

また、まちづくり計画の中での中学校の統廃合についての質問でございます。

宝達志水町まちづくり計画において、これまでのまちづくりの方向性を十分に生かしながら、一体的そして総合的に発展する地域づくりを目指しております。

その中で、現在中学校は押水中学校と志雄中学校の2校が設置されておりますが、両校

ともに若干ではございますが生徒数が減っているのも現実でございます。次代を担う宝達志水町の生徒は、やはり心豊かで思いやりを持ち、我が町の自然や歴史、文化に学び、我が町を愛し、また町に誇りを持っていただくことも大切ではないかと思っております。

今後、やはり両中学校の生徒数の減に対応するためにも、また時代にマッチした新しい教育環境の整備を図るためにも、統合整備を推進していかなければならない時期が来ると思います。それぞれの地域に歴史があり、また伝統の中で中学校が設置されたわけでございますので、これも先ほど申したとおり住民感情や住民の合意を十分に得ながら進めたいと考えております。そういった時期に議員の皆さん方とあるいはまた地域の皆さん方の御理解を賜っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、3点目の杉野屋地内・吉崎川改修工事についての質問でございます。

お尋ねの吉崎川はここ10年間で何度も出水被害が発生しており、早急な河川改修が必要な状態であります。

このため、石川県において平成14年度から下流の羽咋市太田町、中川町でそれぞれ順次改修工事を進めてきております。引き続き本町の杉野屋地内でも工事に着手する計画であると聞いております。

しかしながら、公共事業の縮小が問われる中であって、建設コストの縮減が一層強く求められている昨今でございます。県としても豊かな財政ではございませんので、橋梁の統廃合についてもやはり建設コスト縮減の一つの手法として検討し、現地を詳細調査の上決定したものだと思っております。

しかし、当町としては現在の社会情勢をかながみますと、県が提示する建設コスト縮減は避けられない仕組みであることは理解できますが、やはり地元利用者の利便性を確保すべきであるという判断も持っております。現在のところ2つの橋を整備していただけるよう県に強く働きかけるとともに、早期完成を強く要望してまいりたいと思っておりますので、御理解のほど賜りたいと思います。

以上、終わります。

議長（松田眞計君） 次に、11番 宮城昌保君。

〔11番 宮城昌保君 登壇〕

11番（宮城昌保君） 私は、提示されました平成17年度予算についてお尋ねいたします。

予算書を一通り見せていただきましたが、当局におかれましては限られた財源の中で予算編成に大変御苦労されたことと推察されるところでございます。この中において、中野

町長におかれましては、給料の一部を返上され、みずから行財政改革断行の姿勢を町民にお示しされましたことに深く敬意を表するものであります。

私は、新町当面の課題といたしまして、徹底した歳出のむだを省き、資金を町民の福祉と合併による格差是正に投入すべきものとの考えから、次の点についてお尋ねいたします。

1つ、徹底した補助金、助成金の見直しが必要と存じます。

2点目、祭事の見直しについてでございますが、来年度から桜祭りおよびよさこいソーランを1つにまとめてはいかがかと存じます。

3点目、姉妹都市の見直しについてでございますが、人口1万5,000人規模の我が町にふさわしく、調和のとれた姉妹都市を築いていただきたいと存じます。

4点目、土地開発公社の抱える負債16億円の軽減と所有地売却の検討をお願いしたいと存じます。

5点目、行財政改革審議会の早期立ち上げと審議された答申の予定時期など、わかる範囲内で教えていただきたいと存じます。

6点目、最後に、本町における行財政改革の必要性和町長の御決意をお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 宮城議員の御質問にこれまた誠意を持ってお答えいたします。

1点目の徹底した補助金、助成金の見直しをという質問であります。

合併時において、御存じのとおり住民負担は低い方に、サービスは高い方にとの考え方を前提として調整された事項が多々ございます。

補助金、助成金についても、旧2町の助成制度を引き継ぐに当たり、1町だけの制度や高い方を基準として調整されたものもあります。よって、財政負担は大きくなっておるのも事実でございます。

今後の行財政改革を推進する中で、こういった補助金、助成金の見直しは大きなウエートを占めると考えております。今議会で設置を提案いたしております行財政改革審議会において審議いただき、補助制度の効果あるいはまた成果を見きわめながら見直しを図ってまいりたいと考えております。やはり町財政は入るをはかり出づるを制すということできっかりとそれぞれやっていかなければならないということを十分に踏まえて取り組んでいきたいと思っております。御理解を賜りたいと思っております。

祭りの見直しの問題でございますけれども、合併協議会においてこれまた観光イベント助成に関しては現行のとおり新町に引き継ぐ、ただし内容については新町において調整すると決定され、今日に至っているわけでございます。

桜祭りにつきましては、この4月に合併記念事業として補助金を増額して開催いたしました。また、よさこいソーランについても、昨年実績と同額の補助金を計上してきております。いずれも実行委員会の組織のもとに活動を展開しているものであり、本年度は旧町と同様に補助金を交付することとしたものであります。

しかしながら、今後はやはり新町の特色ある祭りのあり方について、これは議員各位を初め関係者の皆さん方と検討を重ねていきたいと考えておりますので、御了承賜りたいと思います。

3点目の姉妹都市の問題でございます。現在交流のある都市は、姉妹町であった旧小坂町の下呂市、友好関係にあるオーストラリアのヌーサ、フィンランドのタンペレ、そして大韓民国の龍仁市器興邑であります。

合併協議の調整内容で、これまた姉妹都市交流事業については新町に引き継ぎ、その内容については新町において見直すものとするとなっております。

姉妹都市との交流は、今後やはり行財政改革を踏まえ検討してまいりたいと考えております。また、当町とやはり人口規模あるいはまた行政規模がふさわしいような町等で実りのある交流が図れるところがあれば、もちろん議会と御相談の上、新たなる姉妹提携も検討の選択肢の一つではないかと思っております。御了承賜りたいと思います。

次4点目、土地開発公社の抱える負債16億円の軽減と土地売却の検討をという質問でございます。

土地開発公社の平成16年度末における所有地の面積約27万8,000平方メートル、簿価は約16億6,700万円であり、免田用地がその大部分の約25万6,000平方メートル、12億8,500万円を占めております。

免田用地については、過去幾つかの開発事業の話があったが実現に至っておりません。今後とも町勢発展に寄与する適切な事業を展開するべく努力をしたいと考えておりますので、議員各位の御支援をお願いいたします。

また、宅地分譲地については、新規造成工事も行うこととしており、早期売却に向けて努力を傾注していきたいと思っております。

また、土地開発公社の負債の軽減のため、分譲宅地内の道路敷を町道として買い上げる

ことも検討しております。また、あわせて町が先行取得依頼した陸上競技場用地についても、町の財政が許されれば買い戻しも検討していきたいと考えております。御了承賜りたいと思います。

次、行政改革についてでございます。行政改革にあわせて町長の決意もという質問でございます。あわせて御答弁させていただきます。

行財政改革の必要性と行財政改革を推し進めるための町長としての決意、並びに行財政改革審議会の立ち上げ時期、答申の時期についてもお答えをいたします。

行財政改革の必要性は昨日の提案理由の説明にも申し上げましたが、究極の行財政改革と言われる市町村合併をなし遂げた宝達志水町であります。本町の将来を考えますと限られた財源、資源を有効に生かし、社会情勢の変化に即応した、やはり簡素で効率的な町政運営がなされなければならないわけでございます。行財政改革に対しまして、私は不退転の決意を持って、町長みずからが率先して取り組まなければならないと思っております。

行財政改革審議会は、今定例会終了後できるだけ早い時期に立ち上げ、答申は来年2月をめどに行い、3月町議会に報告させていただき、御了承賜り、逐次改革に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁させていただきます。

議長（松田眞計君） 次に、3番 中谷浩之君。

〔3番 中谷浩之君 登壇〕

3番（中谷浩之君） 私は、今定例会に提案された新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に関して、6点質問いたしたいと思っております。

まず第1点目、新町が発足し間もないこの時期、総額が12億8,800万円、さらに今年度と来年度の2年間の短期間で整備すると聞いておりますが、当町におけるケーブルテレビ整備の意義及び必要性、並びに整備計画の概要についてお聞きいたします。

第2点目、ケーブルテレビの利用料及び加入負担金については、町民は非常に関心の高いところであると思っております。各世帯において高齢者世帯、高齢者のひとり暮らしの世帯、あるいは生活保護世帯など多様であります。利用料及び加入負担金については全世帯一律を考えておられるのか、また加入促進のための助成制度を考えているのか、お聞きいたします。

3点目、町民にとってケーブルテレビはどのような利益や情報提供を受けられるのか。また、町は町民に対してどのような情報提供を計画しているのか具体的な内容、以上3点を町長さんにお尋ねいたします。

4点目、ケーブルテレビの運営のため高い加入率を目指すべきと考えておりますが、町にとって町民へのケーブルテレビの理解及び加入促進のため、今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

5点目、町内にはテレビ共同受信施設に配信される地域も多く、また、更新時期を迎えている施設もあるやに聞いております。ケーブルテレビ事業によりケーブルが敷設されると、現在使用している共同受信施設は不要になると聞いておりますが、テレビ難視聴地域にはどのような策を講じるのかお聞きいたします。

6点目、ケーブルテレビを活用すれば24時間使い放題の高速インターネット接続が得られると聞いております。本町には通信事業者によるADSLサービスが開始されておりますが、依然として多くの地域はブロードバンドの整備に関し空白地帯であります。ケーブルテレビの整備と同時にインターネットの接続環境を構築する考えがあるのか、以上3点は情報推進室長にお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 中谷議員の御質問にこれまた誠意を持ってお答えいたします。

1点目の質問、ケーブルテレビ施設整備の意義及び必要性についてでございます。

平成17年度、18年度の2カ年にわたりケーブルテレビ設置事業を計画しており、その必要となる経費については今定例会で予算計上させていただいております。

まず、ケーブルテレビ設置事業についての答弁の前に、当町が抱える情報通信基盤の課題について若干述べさせていただきます。情報格差の是正という観点から、次の点について御報告をさせていただきます。

まず1点目として、主として中山間地でテレビ難視聴地帯があります。テレビを受信するのに共同受信施設により現在テレビの受信を受けております。今後、やはり地上波デジタルテレビ放送の開始に伴い、施設の一部改修を行わないとテレビを見ることができなくなるということが1点でございます。

2点目として、携帯電話の不感地帯が多数存在し、災害や緊急時の連絡手段がないということ。

3点目として、高速インターネット接続可能な地域は、本町においては荻市及び今浜の交換機から約2キロから3キロ半径以内に限られております。ほとんどの地域がブロード

バンドの空白地帯であるということでございます。さらに、国が進める施策である地上波デジタルテレビ放送が、石川県では2006年、平成18年7月に開始される予定であり、2011年すなわち平成23年にアナログ放送が終了し、現在使用しているアナログ方式のテレビではデジタルテレビ放送を見ることができなくなります。

これらの諸問題に対応するため、平成16年度、旧志雄町及び旧押水町の連携主体で、総務省の地域イントラネット基盤整備事業の補助を得て、既に公共施設を結ぶケーブル、すなわち光ケーブル網を整備してあります。この公共ネットワークを活用し、全町にケーブルテレビ施設設置を実施するものであります。

このケーブルテレビは、町の自主放送による行政情報の伝達やコミュニティー番組の提供とテレビ難視聴地域の解消のための整備を行い、各種情報の伝達を町内一円に格差なく行うことができる有効な施設であるということを御認識していただきたいと思っております。

施設整備でございますけれども、当町のケーブルテレビ放送にあつては、県内のケーブルテレビ事業者である金沢ケーブルテレビネット株式会社からの映像並びに自主放送番組を各家庭まで配信し、鮮明な映像を提供することといたしております。

概要としましては、事業総額が12億8,800万円で、平成17年度の第1期は、先ほど申し上げました中山間地のテレビ難視聴地域、及び人口密集地の一部である27集落、約1,800世帯を整備し、平成18年4月に一部放送開始を予定しております。

また、平成18年度の第2期は24集落、約3,000世帯を対象に整備することといたしております。これにより、平成19年4月には全町でケーブル放送が皆さん方の目に入る予定でございます。以上が町で整備する概要でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、2点目の質問の利用料金及び負担金についてでどう考えているのかということでございます。

まず利用料金については、原則として一律の料金を考えております。

次に加入負担金については、独居老人世帯、生活保護世帯並びにテレビ難視聴地域などの状況を十分に勘案の上、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、利用料金及び加入金の額については十分に近隣市町の状況や住民アンケート及び事業収支等を総合的に検討の上、早い時期に決定し、お伝えいたしたいと思っております。

3点目の質問、町民にどのような情報提供を計画しているのかという質問でございます。自主放送として、例えば本日の議会のような議会生中継、あるいはまたイベント、講演会などの映像や一刻を争う災害などの緊急情報など、町民の方々へ周知すべき映像を配信し

ていく予定でございます。また今後、役場、病院、公民館などからのお知らせを文字放送で放送することも予定しております。

これらの放送は町民の保健・医療の充実と安全で安心なまちづくりに資するものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以後の質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

終わります。

議長（松田眞計君） 情報推進室長 鍛冶一良君。

〔情報推進室長 鍛冶一良君 登壇〕

情報推進室長（鍛冶一良君） 情報推進室長の鍛冶でございます。今ほどの中谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、4点目の御質問の中にありました今後ケーブルテレビの町民への理解及び加入促進策についてであります。今後、集落の区長及び区民を対象として住民説明会を開催することといたしております。また、町広報紙によりケーブルテレビに関するQ & Aなどを連載の上、積極的に町民の方々に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に5点目に御質問のテレビを共同受信施設で配信している地域も多く、中に既に更新時期を迎えている施設があると、テレビの難視聴地域対策についてどうなのかという御質問でございます。

先ほども町長から説明がありましたとおり、町内の一部地域を含めてテレビ難視聴地域が27集落に及んでいると認識しておりますが、平成19年4月を予定とするケーブルテレビ放送が全町で放送が行われますので、その間、各施設の管理者におきましては共同受信施設の維持管理に努めていただきたいと思いますと考えております。

最後の6点目に御質問の、多くの地域のブロードバンド整備に関し空白の地域があるのではないかと、今後インターネットの接続環境をどのように構築するかについてでございます。

町の管理運営費の軽減を図るため、金沢ケーブルテレビネット株式会社が事業主体となり、ケーブルインターネットの接続に向けて事業者及び国・県との調整中でございます。御理解のほどお願いいたします。

議長（松田眞計君） 次に、9番 林 一郎君。

〔9番 林 一郎君 登壇〕

9番（林 一郎君） 私は一般質問に先立ち、さきの4月3日に行われました宝達志水

町の初代町長選挙といたしまして大多数の町民の支持を得、晴れて当選されました中野町長に対し改めてお祝いを申し上げる次第でございます。町長におかれましては、選挙期間中にも挙げていました7項目の課題に対し、一つ一つ職員と一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

それでは、私は一般質問といたしまして、携帯電話の不感地帯解消問題の1点で質問いたしたいと思います。

中野町長におかれましては、選挙期間中の公約並びに去る5月9日に開催されました平成17年度第2回宝達志水町議会臨時会の提案理由の趣旨説明の中でも触れていました利用者の視点に立った生活基盤の整備の一環といたしまして、携帯電話不感地帯解消問題を挙げていました。

携帯電話は今や私たちが生活していく中で必要不可欠なものだと私は考えているところでございますが、いわゆる生活必需品の一つでもあろうかと思えます。しかしながら、基地局の建設等のおくれ等で山間地域では通話がしにくい、通話中に切れる、または全くきかない地域があるのが現状であろうかと思えます。このことはこの周辺で仕事をされている方々、キャンプ場等の公の施設を利用されている方々、また日常生活の中で何か緊急を要するとき、支障を来しているのではないかと思われます。

町長は、利用者の視点に立った生活基盤の整備を掲げていますが、この問題は災害時における緊急連絡の観点からも非常に重要なことであろうかと思えます。

平成16年度に整備された光ファイバーケーブル情報通信網が各集落の会館やセンターまで整備されていますが、今年度及び来年度にかけて計画されていますケーブルテレビ、いわゆるCATV化整備に大いにこの携帯電話の不感地帯解消問題は関連しているかと思えます。

基地局を建て、該当地域をこの問題からクリアすれば解消されると思えます。基地局の建設場所が確定すれば、そこから最も近いいわゆる最近箇所の電柱から光ケーブルで結べば、コスト上の面においても有利だろうと思えます。理想的にはCATV化と同時工事がよいかと思われます。また、旧押水町の北川尻地区の能登有料道路から中に入った地域一帯、また東間地区周辺も通話品質がよくないと思われます。

町長は計画的にこの課題に対し積極的に取り組む考えがあるか、どのように思っているのか、町長並びに関連課長に伺います。

基地局等の規模によっても違うと思えますが、総務省の僻地格差是正対策上の補助もあ

ろうかと思えます。また、県においてもこのような事例があろうかと思えますが、さまざまな角度から研究され、努力され、町民に喜ばれる安心できる施策の問題として早急な対応を願ひまして、私の質問を終えます。よろしくお願ひします。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 林議員の質問に、これまた誠意を持ってお答えさせていただきます。

御質問の携帯電話不感地帯の解消でございます。この質問は、携帯電話不感地帯の解消については、先ほどの中谷議員の質問とも関連するわけでございますけれども、当町には山間地を主として携帯電話の不感地帯が多数存在していることは認識しております。情報通信基盤の整備に当たっての課題となっているところでございます。

また、携帯電話は議員の御指摘のとおり、生活していく中で必要不可欠な存在であり、施設整備は利用者の視点に立った生活基盤整備として、最重点施策として位置づけているところであります。

これまでの旧志雄町では、平成14年度に総務省の補助を得て石坂地内の古墳公園近くに鉄塔施設を1基整備し、5集落175世帯の携帯電話不感地帯を解消したところであります。しかし、まだまだ解消しなければならない地域がございます。

今後さらに解消を目指す地域として、平成18年度の事業実施希望地として所司原・原地区及び走入・清水原・見砂の北志雄地区を要望しているところであります。これらの整備につきましては、平成16年度に地域イントラネット基盤整備事業で設置したケーブルの一部を携帯電話事業者に貸与することで、事業者に参画を要請しているところでございます。今しばらくの時間が必要だと考えております。

また、議員から質問がありました既存サービスエリア内の通話品質の向上についてでございます。これもやはりそういったエリア内で不感地帯もあると認識しております。補助事業としての採択要件は大変厳しいと思ひますが、携帯電話事業者に対し、通話品質の向上を図るべく最大限の努力を重ねてまいりたいと思ひております。

以上、答弁させていただきます。

議長（松田眞計君） 次に、8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） 宝達志水町が3月1日に誕生し、4月3日の宝達志水町長選挙に

において中野町長が当選され、これから実質的に当初議会となる新しい宝達志水町の船出を迎えますことは、町民にとり非常に喜ばしい限りでございます。

去る5月9日の臨時会において、町長は小さくてもきらりと光るまちづくりを進めてまいりたいと言明されましたが、その内容が今回の一般会計予算に反映されていることと思います。

そこで1点目の質問ですが、市町村建設計画に基づく新しいまちづくりで、特に必要と認められる経費について、10カ年度に限り認められる合併特例債の全額と現在申請している特例債の事業、及び今後特例債を使う事業は何があるのかを問います。

また、国によるその他の財政支援措置として合併市町村補助金がありますが、その合算額は幾らで、その補助金を使用する事業計画を問います。

2点目ですが、一昨年6月7日北國新聞夕刊に、高压送電線から出る超低周波電磁波のレベルが高い環境で生活する子供は脳腫瘍発症の危険性が上昇するとの研究結果が文部科学省のホームページに公開されているにもかかわらず、前押水町長は、北大海、宝達保育所の統合保育所を高压電線下のアステラス敷地内で建設すると提言していたが、その計画の引き継ぎがあるのかどうか問います。

3点目は、宝達山カントリー倶楽部開発事業についてですが、そもそもこの開発事業は、業者が主体であり、町当局が普通の手続をしていれば何の問題も発生しなかったわけですが、結果的には3億6,800万円の違約金をめぐり訴状が提出され、被告押水町としてこれまでに弁護士着手金787万5,000円余を計上し、その上裁判が結審したときの成功報酬が約1,000万円と聞きます。合計2,000万円弱の不必要な町税を支出しなければなりません。

平成15年9月議会の全員協議会において、3億6,800万円の違約金の処分方法については420万円の弁護士費用ですべてが解決できると言っておられましたのがいつのまにか2,000万円弱にも膨れ上がり、今後もこの損害賠償請求事件の継続が予想されます。

町税が弁護士費用に使用されること自体が疑問であり、5年間の維持管理費を残して違約金を処分するのが当たり前のことであります。このことを踏まえ、これ以上の町税の支出を防がねばなりません。

防災工事協定書には、工事完了後5年間の維持管理などの責務があるとしているが、この維持管理の監督及び責任者はだれなのか。また、下流の自治体及び生活者に不測の事態が生じたとき、だれがその弁償費用の責任を持つのかを問うて、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 岡野議員さんの御質問に、これまた誠意を持ってお答えさせていただきます。

1点目の合併特例債についての御質問でございます。合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に特例債を充てるということでございまして、その中でまず第1点目に、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業とっております。2点目として、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業。3点目として、合併後の市町村の建設を効果的に推進するために行う公共的施設の整備事業のうち、特に必要と認められたものに要する経費について合併特例債を起すことができるものとあります。

合併特例債は、標準全体事業費として、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業及び国庫補助事業に係る地方負担額について、合併後の人口そして増加人口、及び合併関係市町村数により算出されているわけでございます。それらをもとに算出された合併特例債は、宝達志水町においては総額で約56億円となります。

また、合併後の市町村の一体感の醸成すなわち旧町単位の地域の振興のために基金を造成する経費について、約10億円の合併特例債が認められております。これは基金として積み、後にそれぞれの地域の振興策に使うという10億円でございます。合わせて66億円ということになります。

今年度の充当事業として考えておりますのは、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費に5億2,160万円、消防ポンプ車購入事業に3,610万円、県営事業負担金すなわち広域営農団地農道整備事業5,980万円、県営圃場整備事業2,510万円、合計6億4,260万円を予定しております。

今後はどう考えているかということでございます。新町建設計画に基づいて行う統合中学校建設事業費、あるいはまた統合保育所建設事業費、あるいはまた体育施設整備事業費などを予定しております。財政状況を勘案しながら順次実施することといたしております。

次に、財政支援措置についての質問でございます。

国による市町村合併補助金として市町村建設計画に位置づけられたもので、これまた行政の一体化、住民へのサービス水準の確保、公共施設間の連携強化、合併市町村間の交流の促進などの事業に、17年、18年度の2カ年で総額で1億8,000万円が交付されることになっております。

補助対象となる事業につきましては今のところ確定しておりませんが、今後、県と協議の上事業申請をしたいと考えておりますので、御了承賜りたいと思います。

また、その他の合併関連の財政措置としては、普通交付税にあっては額の算定の特例による合併算定替え、あるいはまた臨時的経費による合併補正の財政措置、あるいはまた特別交付税にあっては市町村に対する財政措置等があります。これは通年レベルに若干上乘せの交付があると考えております。

次に、保育所の問題だと思えます。

旧町において、旧町2保育所の統合計画、北大海第一・第二、宝達保育所の統合保育所をアステラス敷地内で建設をするという予定はどうかという質問についてでございます。

本町としては、さきの保育所の統合問題でも触れました8カ所の保育所を統合することは、やはり地域の合意があって初めてなし遂げられる事業であるということを私は認識しております。

現在ある8保育所の中で、大変老朽化した施設や比較的新しいが小規模な施設、また日当たりやアクセスが決して良好ではないというような施設もあります。統合するとなれば、議会初め地域の協力が不可欠でございます。

また、財政的な問題はもとより地理的・自然的環境、そして何よりも地域の人々に支えられ、そして地域とともに歩んできたその歴史をやはり尊重し、地域の意向を十分に踏まえて対処していかなければいけないと考えております。

そんな中でございますので、統廃合すべき結論に達したならば、必ずしもアステラスの敷地内ということではなく、今後整えなければならぬ整備計画の中に、建設予定地も含めて議会の皆さんとともに、また地域の皆さんとともに検討を重ねていかなければならない問題だと考えております。御認識を賜りたいと思います。

また、3点目の宝達山カントリー倶楽部開発事業についてでございます。

この問題につきましては、私も新町町長として2カ月ばかり就任したわけでございます。多分ほかの議員におかれましては、私よりは十分にこの問題を認識されております。そこで、私に対して、新町の町長としてこの問題を引き継いだのだから君も十分に認識をしておきなさいという意味の質問だと私はとらえております。

そんな中で、防災協定書の内容についての質問ではなかったかと思えます。

その前に、御質問の前段にあったことに対しましては、旧押水町でもう既にその問題は解決された問題だと思っております。私はこの協定書を引き継いだわけでございますので、

この協定書の中から今感ずること、またそれによって私の見解を述べさせていただきたい
と思います。防災協定、この協定書に基づく内容で私は判断し、答弁させていただきます。

この協定書の項目の中には、やはり防災協定の中で、工事施工主はフレンドコーポレー
ション宝達山芙陽倶楽部、施工業者はそれぞれその下に石川防災、押水グリーンセンター、
及び北幸建設、それぞれ防災工事の検査で十分な県の指導、あるいはまた関係市町村の立
ち会いのもとでこれが合格といたしますか、検査が終わったと私は聞いております。そして、
その日から5カ年間、開発地域の維持管理を町が監督しなければいけないということでご
ざいますので、もちろん監督責任は町が監督しながら、その5年間の範囲の中で、この工
事で欠陥が生じればもちろん工事施工者が責任を持つということをやったさせていただきます。

協定書の中身につきましては先ほど申したとおり、私よりはほかの議員さんの方が十分
に先より認識しておいでるわけでございますので、私もこの協定書を見、そしてこの5年
間を過ぎた場合の責任につきましては、この地権者であるフレンドコーポレーション宝達
山芙陽倶楽部がこの問題の責任を持つものとこの協定書から判断しております。

また、私も現地を見てきた限り、もう既に工事がなされ、自然に近い形で自然復帰して
おります。何はともあれ、やはり安全というものは人間が手を入れたところは自然に復帰
するのが一番いいわけでございますので、工事後着々と自然の力で復帰しているというこ
とも私は現地を見て感じたということをおわせて御報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

終わります。

議長（松田眞計君） 8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） ただいまの合併特例債につきまして、町自体も大変困難な財政の
中でございますので、有利に計画できる事業があればそういったものを利用しながら、町
民のためにより判断を重ねて事業を起こしていただきたいと思います、このように思います。

2番目の、このアステラスにおける統合保育所の問題でございますけれども、私は、当
然地域住民の合意、必要でございますけれども、高圧線の通っている場所におけるそうい
ったものの建設はしては、文部科学省も申しておるように、してはいけないのではないか、
そのことを十分御理解お願いいたしたいと思います。

3番目でございますけれども、協定書の内容を見て町長は判断されておられるわけでご
ざいますけれども、私は15年9月議会においてこう言っておるんですね。「法律に基づい

てしている工事にクレームがつけられる筋がないのであり、それゆえこの弁護士費用は必要がないお金であります」と町長に質問しておるわけであります。町のは、ですね、そのときの答弁はなかったわけでございますけれども、町のしている工事に損害賠償請求事件が提出されることは、今回のこの工事は今おっしゃられたように県当局、あるいはそういう指導のもとで工事を完了しているわけでございますので、こういう問題が起こっても私は町側のサイドとして弁護士は多分必要ない、私どもはこういう経過で工事をしてきたんだと裁判所に述べればそれ以上の問題はないんです。ですから、私はこの問題は、何で弁護士を雇ってしているのか、これが一番の問題であると、このように私は理解しておるわけでございます。

それで、今回のこのナンバー9の説明書がございますけれどもこれに、大変失礼でございますが45番目に弁護士の着手金というのが書いてあるわけでございますけれども、平成17年のこれ4月と書いてあって日にちが書いていないんですよね。ですから、この日にちを私はいつなのかということを知りたい。

それと、この弁護士の費用はだれがお支払いになっているのか。前の町長がお支払いになっているのか、あるいは現在の中野町長がお支払いになっているのか。この点をちょっとお聞きしたいと思います。

私はこの問題については、町、我々町民が被害者じゃないかと、こんなようにも考えるわけでございますので、こういった問題をやはりいつまでも引き継いでいく必要はないのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、再質問はこれで終わりたいと思います。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 岡野議員の御質問でございます。

特例債につきましては、これからのやはりまちづくりの中で十分検討し、効率ある、効果ある特例債の事業をやっていきたいと、こう思っております。

また、今の宝達山カントリーの問題でございますけれども、既にこれは継続されたものを私どもが引き継いだわけでございます。本来なら岡野議員さんの質問は、旧の町の中で解決しておけば、私のこの新町にこういった問題が発生しなかったということで、岡野議員さん、そのような質問は私は旧町の間で、岡野議員、そういった立場にあったということがあればきちっと対処して今日私どもにしっかりしたものを引き継がせていただきたか

ったということを、私あえて答弁させていただきます。

終わります。

〔「答弁漏れ何点かあります」と言う人あり〕

議長（松田眞計君） 8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） すみません、答弁漏れが一つありますので、それ言っていただけますか。

議長（松田眞計君） 企画財政課長 米谷勇喜君。

〔企画財政課長 米谷勇喜君 登壇〕

企画財政課長（米谷勇喜君） 今ほどの弁護士の着手金の日付でございます。ちょっと今手元には資料ございませんが、4月以降新町長になってから着手金の委託をしてございます。5月10日の第1回口頭弁論までにはそういうことをしたいということでございます。4月中の新町長になってからのお話ということで御理解をいただきたい。後ほどまた日付はお渡しさせていただきますと思います。

議長（松田眞計君） 次に、12番 守田幸則君。

〔12番 守田幸則君 登壇〕

12番（守田幸則君） まず初めに、本日何かとお忙しい中、この宝達志水町議会に傍聴に来られた方々に心から敬意を表する次第でございます。私も身を引き締め、初心に返ったつもりで3点ほど質問をさせていただきます。

先般6月7日、かねてより建設中であった南部保育所が竣工したところであり、この建物は木造平屋建てで、やわらかな木のぬくもりのする開放感あふれる大変すばらしい建物であると認識させられるところでもあります。また、近隣の市や町を見ましても、保育所の改修・建設に当たっては近年木造が主流なのかなと思わされるところでもあります。

さて、私が1点目に町長にお尋ねしたいのは、相見保育所の改修計画についてであります。

この相見保育所は一番児童数も多く、築30年以上が経過をしており、かなり老朽化も進んでいると思われれます。しかも一部2階建てであり、児童の2階からの転落の危険もあり、また階段を踏み外しけがをされた児童もいたと聞いており、毎日の保育に携わる保育士さんたちの心労も大きく、大変であろうと推察いたすところでもあります。

そのようなことから、旧押水町において16年度補正予算で耐震補強工事実施設計委託、

並びに大規模改修工事実施設計委託がされたと記憶しているところでもあります。しかし、今議会で提案された予算内容では、工事関係の予算ではなく調査費のみの計上がされておりますが、今後この相見保育所の改修についてどのように進めていかれるお考えなのか。また、児童の安全面などを考えると2階建てというのは好ましくないと考えますが、近隣の市や町に2階建て保育所はあるのかどうかお聞きをいたします。

次に、小・中学校の防犯体制について、町長、教育長、担当課長にお聞きをいたします。

当町においては子ども110番の家、防犯ブザーの携帯など、子供たちが犯罪などに巻き込まれないよう防犯については力を入れているところでもあり、さきの3月定例会においても、近年多発している学校への不審者侵入などの問題に備え、すべての小・中学校に防犯カメラなどの設置をする予算計上がされ、現在設置がなされていると聞いております。この問題は、本当に他人事ではなく身近な問題になってきていると思います。

そこで現状と、もしも不測の事態があった場合の対応策、連絡体制などはどのようになっているのか。また、校舎以外の体育館、運動場などでの防犯体制はどのようになっているのか。各小・中学校の現状と今後何か考えておられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、学校以外の子供たちを預かる保育所の防犯体制についてであります。

本町の学校施設の安全対策については、今ほどの質問にも触れましたが整備がされてきているところでもあります。が、しかし、小学生よりまだまだ小さな幼児を預かっている保育所の安全対策については、何ら対策がなされていないようにも見受けられるところでもあります。

近年、人が善悪の判断ができなく幼い命をも簡単に奪ってしまうような、大変危険きわまりないような時代に入ったとも言わざるを得ないような事件が多くなってきていると思われる中、このような危険から、預かっている子供たちや女性の職場と言っても過言ではない、ここで勤務する保育士さんたちの安全対策について、どのような認識を持っておられるのか。また、どういった処置をとっていかれるのか。町長のお考えをお聞きし、私の一般質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、守田議員の質問にこれまた誠意を持って答弁をさせていただきます。

相見保育所改修等についての見通しについての答弁であります。

当保育所は昭和48年の建設で、築31年が経過しており、当初2階建ての建物としてスタートし、その後入所児童数の増加から増築を行ってきたと伺っております。

昨年度の旧押水町の計画では、耐震補強工事に加え大規模改修を行い、あわせてゼロ歳児保育のために鉄骨平屋建ての増築を計画し、実施設計を行い、事業費約2億5,000万円だとこれまで伺っております。

しかしながら、耐震補強を行ったとしても2階建ての施設には変わりなく、預け入れる保護者の側からは、また日常安心して保育する側の保育士から見ても、毎日のそれぞれの保育について2階建てはやはり精神的な苦痛が多く、子供たちがやはりけがも発生するやに聞いております。

また、環境的にやはり日当たりとか駐車スペース、あるいはまた国道バイパスの供用の開始によって通行車両の減少があるものの、旧国道159号線麦生地内からの保育所出入口付近は見通しが悪いために、児童の送迎に少なからず危険が潜んでおるということも聞いております。また、改修する際については、これまた通常の保育をどうするかといった問題もございます。

それぞれ今までの計画は計画として、決して計画をほごにするのではなく、いま一度やはり調査研究を重ねていきたいと考え、今定例会において若干の調査費でございますけれども、予算を計上してあるということを御理解賜りたいと思います。

ちなみに、近隣の2階建ての保育所については、現時点で把握しておりますのは、かほく市で1保育所、津幡町で1保育所、羽咋市で1保育所、志賀町で1保育所であると聞いております。近隣ではその他にはないと聞いております。

2点目の、小・中学校の防犯体制及び校舎外の運動場や体育館での防犯体制、あるいはまた保育所の防犯体制でございます。

それぞれ地域の安全・安心は行政の責任でございます。もちろん行政として地域の皆さん方に安心・安全で暮らしていただくための最大限の防犯はやらなければいけない。これはやはり警察、行政そして地域住民が一体となって取り組まなければならない大きな問題ではないかと思っております。

そこで、小・中学校の防犯体制につきましては、後ほど教育の現場を預かる教育長の方から答弁をさせていただきます。

私の方からは、保育所の防犯体制について御答弁をさせていただきます。

安全であった保育所とか学校が、最近大変な事件にさらされております。皆さん方も御

承知のとおり、大阪・池田小学校で起きた事件以来、教育現場において悲惨な事件が相次いでおります。いまだに不審者が出没している現状から、本町の教育施設の安全対策について、これはやはり真剣にとらえていかなければならないと考えております。

保育所の安全対策については、非常に危惧しております。保育所においても、学校とこれまた同様に、時には朝早くから夕方遅くまで、日中の大半を入所児童の方々が生活の拠点として活動をしております。しかもゼロ歳から6歳までの乳児から幼児まで、まだよいことも悪いことも、そして危険だということも、怪しい人物だということの判断もできない時期でございます。また、そこで勤務される保育士は100%近くが女性という特殊な職場でもあります。こういった観点から、あってはならないことですが、万が一暴漢者が侵入した場合、大惨事に陥る可能性は否定できない状況が潜んでいるということも事実でございます。大変憂いを持っているところでございます。

施設の外部からの侵入はなかなか食いとめることはできませんが、そういったものを防ぐためには、先ほども申したとおり、これから小学校も中学校も防犯体制は同様だと思いますけれども、町ぐるみ、すなわち地域ぐるみ、警察・行政・地域の皆さんが一体となった安心して安全で暮らせる地域づくりの構築、このシステムが不可欠ではないかと思えます。

いずれにしても子供たちは町の宝であり、将来宝達志水町を担い、日本を担っていく大変貴重な子供たちの日々の安全と健やかな成長のために、やはり意を注いでいかなければならないということは十分に認識しておるということを答弁させていただき、認識賜りたいと思えます。

終わります。

議長（松田眞計君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 守田議員の2番目の御質問、小・中学校の防犯体制について、校舎以外の運動場などでの防犯対策はどうなっているかについて答えさせていただきたいと存じます。

学校の敷地の構造上、一般的に運動場への不審者の侵入を完全に防止することは困難でございます。しかしながら、隣の市の高松中学校の運動場侵入事件にかんがみ、各学校に対し校舎外の巡視も強化するとともに、防犯訓練の中に運動場の不審者対応も取り入れて実施するようお願いをしておるところでございます。

また、教育委員会の青少年育成センター専門補導員の町内巡視においても、学校近辺を見回っておりますし、学校によっては近辺住民に監視依頼をお願いしたり、相見小学校PTAでは「相見っ子みまもり隊」を結成する予定になっております。

教育委員会といたしましては、今後の対策として、学校備品として現在さすまたを配備しておるわけでございますけれども、より不審者に対して威力があるネット銃を配備する計画であります。

また、防犯パトロールのステッカーを自動車に張る運動でございますが、現在の学校中心から地域ぐるみ、町ぐるみに広げ、防犯体制の拡充を図りたいと、このように考えておりますので、議員の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 学校教育課長 赤池礼子君。

〔学校教育課長 赤池礼子君 登壇〕

学校教育課長（赤池礼子君） 守田議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校の防犯体制について、現状と不測の事態に備えた対応策や連絡体制はどうなっているかという御質問でございますが、学校における児童・生徒の安全対策として、まず学校施設面では、町内すべての小・中学校7校において防犯カメラ、インターホン、電気錠の設置により、玄関の施錠、来校者はインターホンで職員室と連絡をとり、モニターで確認の上入校してもらっておりまして、常時監視体制をとっております。

また、全教職員の校内巡視を強化して不審者の侵入防止対策や学校侵入に対する訓練を実施しております。

児童・生徒の登下校時には、町から配布した防犯ブザーをランドセルやかばんにつけさせて、危ないときには鳴らすことで周囲に危険を知らせるよう指導をしております。また万が一の場合には、交番や子ども110番の家などの緊急避難できる場所を周知させております。

不測の事態に備えた管理面では、各学校で事故が発生したときや校舎内外の不審者への対応等について危機管理マニュアルを作成し、全教職員が事故や事件に適切に対応ができるよう危機管理意識を持った管理体制をとっており、児童・生徒にも避難訓練等を実施しております。

緊急事態における連絡網といたしましては、町内すべての学校で学級や地区の電話連絡網を整えて、児童・生徒の安全確保を第一に、迅速な通報ができる体制をとっております。

以上が現状でございます。

議長（松田眞計君） 12番 守田幸則君。

〔12番 守田幸則君 登壇〕

12番（守田幸則君） 1点目の相見保育所の改修でございますけれども、かなり巨額な予算が投入されるわけでございます。また、先ほどの町長の答弁の中からも推測いたしますと、いま一度調査をしてみてもというお答えであったかなと思っておりますけれども、やはりその中でも建てかえということも踏まえてまたもう一度調査していただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

さらには、先ほど来からの質問の中の答弁にもありました、設備をどれだけ整えても安全・安心ということは言い切れないということは私も重々承知しておりますし、まさしくそのとおりかなとも思っております。しかしながら、子供たちをあずかる施設という面については、小・中学校同様保育所もやはりしっかりしていただきたいなという思いで質問をさせていただいたわけでありますので、今後ともどうかよろしく願いをし、また町長、教育長の答弁の中にもありました、やはり町が、地域が子供たちの安全・安心を見守るためには、ハード面の整備もさることながらソフト面の運動や地域の方々との交流の輪を通して連携を深め、より一層防犯に対する意識の高揚こそ、町が一体となって活動の展開が事前の防犯に大きく役立たせることができることとも考えております。

どうか町長におかれましては今後とも地域ぐるみの防犯対策により一層御努力をさせていただけるようお願いを申し上げ、終わります。答弁は結構でございます。

議長（松田眞計君） それでは、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時10分にいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午前11時55分休憩

午後1時8分再開

議長（松田眞計君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 津田 勤君。

〔2番 津田 勤君 登壇〕

2番（津田 勤君） 津田です。私は2点質問をいたします。

1点目ですが、今までにも何回か質問があったと思っておりますが、国道159号線バイパス、いわゆる羽咋道路についてでございます。

16年12月志雄町議会の町長さんの答弁で、事務的な陳情だけではなく政治的な陳情も必

要と、早速国交省などへ陳情に伺ったと聞いております。ところが、今年度より子浦・荻市地区の圃場整備が始まると、片や国交省のバイパス、片や農水省の圃場整備と、どちらを優先に進められるのか。圃場整備が先に行われるとバイパスの建設はかなりおくれるのではないかと心配している一人でございます。町長さんはいかがお考えか、お聞きいたします。

2点目についてでございますが、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットについてお伺いいたします。

この件も15年の9月、15年の12月で質問があったわけでございます。当時から時期尚早、合併を目前に志雄町だけで何をやっておるのかという町民の声も多く耳にいたしました。何億円ものお金をつぎ込んだ機械には今「休止」の張り紙。今まで幾らかかったのか教えてほしいところでございます。大変なむだ遣いではなかったか。なくなった経緯を、あるいはなくしたのかもわかりませんが、その経緯を説明してください。

以上2点お伺いします。よろしくお願ひします。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、津田議員の御質問にこれまた誠意を持ってお答えいたします。

ただいまお尋ねの、159号線バイパス（通称・羽咋道路）の件でございます。

ただいま子浦・荻市地区の圃場整備事業が国道159号線バイパス（通称・羽咋道路）の建設に与える影響についての質問でございました。

羽咋道路の建設につきましては、この促進、津田議員もよく御存じのとおりここ10年来早期事業採択を目指し、国土交通省を初め各関係機関へ要望あるいはまた議会等も陳情を繰り返してきたところであります。

この間、国の財政が大変厳しいことや事業促進に対する旧志雄町と羽咋市との地元としての取り組みに若干温度差があったなど、この件につきましては大変おくとれていると、進展しなかったというのも現状であります。

そんな中、ここにきて事業推進に向け羽咋市との協議がまとまったことから、この7月、1市1町による（仮称）羽咋道路整備促進期成同盟会を設立するとともに、道路整備を通じた羽咋市との広域的な考え方から、広域的まちづくり計画をこの道路沿線につくって申請した方がいいという国土交通省の御意見もございましたので、そういったまちづくり協

議会を設置し、国に対しその事業の採択に向けてまちづくりをあわせて申請をしていきたいと、こう思っておりますのでよろしく御理解賜りたいと思います。しかし、依然として国の財政が厳しいことには変わりがないということでございます。また、問題の圃場整備でございますけれども、これについては5年程度で完成すると聞いております。圃場事業に取り組んだとしても羽咋道路の早期採択に何ら支障を来さないと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

2点目の住基ネットについてでございます。

旧志雄町では、総務省の外郭団体であります財団法人地方自治情報センターから助成を受けまして、平成13年から平成15年まで住民基本台帳カードを使ったICカード標準システムの実証実験を行ったわけでございます。

その後、平成15年8月25日の住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働にあわせ、サービス内容を条例で定め、証明書等自動交付機による住民票や印鑑証明書などの交付を行うものでありました。設置に当たっては、町民の利便性やセキュリティーの観点から、庁舎入り口にロビーの一角に配置したものであります。合併に至るまで利用実績は39件と甚だ利用率が低く、利活用を検討するため現在休止としたものでございます。

また、平成17年3月1日の合併による電算システム統合の際、このICカード標準システムを宝達志水町でも利用できるかできないかを合併協議会で議論していただきました。協議会では合併後のサービス継続を検討したが、住民基本台帳カードの発行枚数及び証明書等自動交付機の利用数が少ない上に、宝達志水町の住民情報システムと連携するためのシステム改修に伴い、多額の費用を要するという試算が出ました。今後稼働していくには、機器及びソフトウェアの保守費が継続的に発生することを総合的に判断した結果、やむなく休止した次第であります。

言うまでもなく、住民基本台帳ネットワークシステムは電子政府あるいはまた電子自治体の実現の基盤をなすものであり、今後とも国の動向とあわせ住民基本台帳カードを使った独自サービスの検討を行い、再開を図ってまいりたいと考えております。

また、住民サービスの低下を招かないよう志雄・押水両庁舎には窓口センターを設け、住民票及び印鑑証明書の交付を行ってきておりますので、御理解賜りたいと思います。

ちなみに、このシステムに要した総事業費1億1,994万7,370円、補助1億5,689万9,000円、そして一般財源1億1,625万8,370円、うち70%は起債ということでこの事業に取り組んだわけでございます。

以上、説明を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、19番 小島昌治君。

小島さんの一般質問に際して資料配付を要するとの申し出がありましたので、配付を認めます。

〔資料配付〕

議長（松田眞計君） 小島さん、どうぞ。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は日本共産党を代表して、5点について町長及び関係課長に質問いたします。

まず、宝達志水町をめぐる経済情勢を町長はどう認識しておられるのかという問題であります。これは、ことしから始まる行革の審議の方向性にもかかわる問題だと思っております。

ことし4月中旬、年金受給の高齢者から500万件の年金についての問い合わせが全国の社会保険事務所にあったといます。内容は、なぜ年金が減ったのかという怒りの問い合わせでありました。答えは、ことし1月に公的年金控除が所得税・住民税とも縮小されたのと同時に、50万円の老年者控除の廃止がこれも所得税・住民税ともことし1月から始まり、来年にかけて廃止されるからであります。

年金収入で住民税や所得税の控除が廃止されると、高齢者にとっては所得税にリンクする国民健康保険税の引き上げや住民税にリンクする介護保険料の引き上げにつながるのです。年金をもらうときに源泉徴収されますから、所得自体は下がっているのに、税金や公共料金が大幅にこれから引き上げになるという事態を引き起こすのであります。

加えて言うと、これに加えて来年度からは3年間かけて高齢者の住民税の非課税限度額の廃止が決定しています。これまで多くの非課税世帯だった高齢者世帯が、所得が下がりながら課税世帯に変わるという大変なことが起ころうというのであります。大きな社会不安と社会不満を避けることはできないでしょう。まさに弱い者いじめの政治の典型であります。

つらいのは高齢者だけでなく、若者はどうでしょう。企業が新規採用を抑制する中で、正規社員で働く道が狭められ、非正規社員比率が上昇しております。また、業者は長引く不況の影響をまともに受け、零細な業者は消費税の免税点の引き下げで、ことし4月の消費税の確定申告では課税業者になった方が御存じのように多くおられます。サラリーマン

は定率減税の半減、国立大学の授業料の値上げ、今後2年間で年金保険料の引き上げ、雇用保険料の引き上げ、住民税の配偶者控除の廃止、定率減税の完全廃止、介護保険料の引き上げなどなどであります。家計所得が減っている時期に増税を押しつけるのは、暮らしも経済も崩すものであります。

その一方で、一般国民の減税は廃止されるのに比べ高額所得者向けの減税は、一般庶民の減税と同時に施行された高額所得者向けの減税は引き続き行われ、その金額が総額5兆3,000億円にもなるといいます。高額所得者というのは、例えば日産自動車の役員の平均報酬が有価証券益も含めて年間2億3,457万円だそうであります。この方々の所得税・住民税合わせた減税される額は1人当たり2,921万円です。わずかな庶民減税を終わらせ金持ち減税は続けるという、近代税制を否定する逆進性がまかり通っています。

さて町長、ことしから2008年にかけて戦後最悪の大増税・負担増が国民を襲います。2007年には消費税増税もうたわれています。特にことしは高齢者をねらい打ちするかのような増税であります。あなたはこの町民への影響をどのように認識されているか。そして、どうこのことを考慮して町政運営に当たられるおつもりか、そのことをまずお聞きします。

次に、国の悪政による税条例の改正が今定例議会で提案されてきています。先ほど紹介した65歳以上の方の住民税の非課税限度額の段階的廃止に向けての措置についてであります。この影響を受ける町民は何人で、負担総額は幾らになるのかお聞きします。

また、高齢者の住民税や所得税が増額され、その影響が先ほど紹介しましたように所得が減りながら国保税や介護保険料の増額につながっていきます。そのため、実態を把握した上で国保税や介護保険料の減額・免除の制度を充実、創設する必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きします。

次に、介護保険法の改正、現在国会で審議されておりますが、衆議院を通り参議院で審議中であります。この法案の中身は、1番に提供する在宅サービスを予防重視型にすること、2番目には施設の居住費と食費を介護保険から外し全額自己負担にすることです。

この2つの中で、ことし10月1日から実施されるとされている居住費と食費について、施設入所の町民の例を紹介しながらお聞きいたします。

町内在住の方で年金月額が約8万円、特別養護老人ホームに入所している70歳代の高齢者がいます。この方の入所費が介護保険の1割負担の2万7,000円余り、食費は2万3,000円余りで、合計現在5万円余りで特別養護老人ホームに入所されています。この方

がことし10月1日になるとどうなるかという、食費の2万7,000円が4万8,000円になります。居住費も1万円追加徴収されますと、これまで8万円の年金月額内で入所できていたこの方は、介護保険の1割負担と居住費・食費で入所費が年金額を超え、8万5,000円を超えてしまいます。

さて、福祉課長は町内の高齢者で現在施設入所されている方の実態を恐らく調べられたと思いますが、施設入所費を年金内で支払うことができなくなりそうな方、どれほどおられましたか教えてください。

この問題について町長にお聞きしますが、国会で審議されている介護保険法が原案の通り通過しても、施設入所の必要がある町内の高齢者には施設に入所し続けていただくための条例の創設などのお考えはありますかお聞きします。

次に、議員倫理条例の創設についてお聞きします。

最初にお話しましたように長引く不況と所得の減少、それにもかかわらず税金や公共料金の値上げの中で、町民は厳しい目で行政や議会を見ているし、その要望にも大きなものがあります。

県内で幾つかの自治体で議員倫理条例ができています。これは主に議員提案によって、議会提出議案として成立されたものであります。その中身と共通した特徴というのが、町民が求める議員倫理を明文化しているということであり、具体的には、その中心には地方自治法92条の2の公共事業の請負禁止条項の趣旨を遵守することを条例で明文化し、罰則規定までつくっていることであります。

参考として町長と議員の皆さんには代表的な輪島市の議員倫理条例、政治倫理条例を配付しましたが、これは実は宝達志水町の多くの町民が議員と議会に強く求めていることでもあります。これが条例化されないと議会は町民には信用してもらえないと、こう言っても過言ではありません。

町長も町民から議員倫理についての要望を聞いておられると聞いておりますが、この問題についていかがお考えかお答えください。

最後の質問は、今年度調査をして来年度運行となる押水地域の循環バス・デマンドタクシーについてであります。

志雄地域でこれが運行された当時、路線からその形態まで一生懸命つくられた当時の担当者の方や実際の運行をさせてきた担当者の方々にこの間お話を伺ってまいりました。この方々が計画段階を含めて共通していた問題意識は、高齢者の通院、買い物、公共施設へ

のアクセスということ。そして、志雄地域独自ですが山手の子供たちの通学というこの視点でありました。

押水地域に来年度運行に向けて調査が行われようとしておりますが、この視点に基づいてつくられるのかどうかお聞きして、質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の質問にこれも誠意を持ってお答えいたします。

私に対する1点目の質問でございます。それぞれ小泉自民公明内閣の大増税・負担増政策による町民に及ぼす影響についての町長の認識、及びそれぞれ町民負担増を考慮した町政運営についての御質問、2点あわせて簡潔にお答えしたいと思います。

国の財政状況については今さら私の方から御説明しなくても議員の方が十分御存じのところでございますので、一口に言えば我が国では財政赤字と経常収支赤字の双子の赤字に苦しんでおるとというのが現況ではないかと思えます。その向かう方向先としては、破局のスパイラルが待ち受けているということでございます。この破局のスパイラルを回避するために、国の方において財政制度審議会が設けられ、不退転の決意で財政構造改革を推進するとして、聖域なく歳出の削減を進める方針を打ち出して、今日の先ほど質問のあったような政策を打ち出してきたわけでございます。

確かに税や各種料金の負担増は、家計の面から見て大変厳しいものが私はあると思えます。しかし反面、国民一人一人がやはり受益と負担のバランスをみずからの問題として認識し、今後の社会経済システムを支えていかなければならないことも現実であり、必要ではないかと思っております。

この点を踏まえて、町政運営においてはやはり地方分権時代に備えて、やはり地方自治体が国にかわってさまざまな施策を講じていかなければならない時期でございます。私といたしましては三位一体の改革の動向を十分に注視しながら今定例会に策定のための予算を計上させていただき、本年度中に策定いたします宝達志水町行財政改革大綱のもと、町議会と十分に相談し、また町民の皆さんの意見を踏まえながら、これらを十分に検討し慎重に対処していきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

私に対する2点目の質問であります。それぞれ税の改正等により国民健康保険税の影響はどうであるかといった内容ではなかったかと思えます。介護保険料についての考え方も

あわせて私に質問されたと思います。

その点につきまして、今回の税条例の一部改正によると、65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置、いわゆる人的非課税の範囲の見直しによる国民健康保険税の影響はないと伺っております。

また、介護保険料については、介護保険法の改正などの動向を十分に見きわめながら検討すべきものと考えており、現段階では災害、事業における著しい損失、あるいはまた失業による収入の減少などの減免制度は現行のとおりとしたいと。現在、介護保険者としての町としての考え方はこのようなことだということで、御答弁させていただきたいと思っております。

中身につきましては十分にやはり手厚く、サービスすなわちケアをすることが住民の方々に対する一つの方法ではないかと思っております。

次に、私の質問に対しての答えでございますけれども、議員倫理条例についていかが町長は思っているかという内容ではなかったかと思っております。

議員の皆さん方それぞれ良識あり見識ある方でございますので、町民の選挙による信託を受け、負託を受けてそれぞれの議員活動をされているわけでございますので、あくまでも町議会内の、すなわち議会内部のことであるがゆえに、町長として答える立場ではいささかないと理解しておりますので、御了承賜りたいと思っております。

次の質問でございます。デマンドタクシー、あるいはまたバスの件についての質問にお答えいたします。

志雄地域で運行しているのはデマンドタクシーと巡回バスであり、デマンドバスは運行していないことをまず御理解していただきたいと思っております。

デマンドタクシーは高齢者、障害者等特に交通の配慮が必要な交通弱者に対し、その交通手段を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的としており、その果たすべき役割には、質問にあった高齢者の通院、買い物、公共交通へのアクセスが含まれております。その使用目的はさまざまであり、また使用する人も高齢者に限定しているものではありません。

また、巡回バスに関しては、志雄小学校児童の送迎を本来の目的としており、その運行に支障が生じない範囲内において地域住民へ巡回バスサービスの運行を提供しているというものであります。デマンドタクシーとは若干性質が異なっております。

また、今後押水地域の視点についてでございますけれども、デマンドタクシーを計画し

ております。このデマンドタクシーの運行内容は、現在志雄地区で行っている内容と全く変わらないと私は思っております。

ただ、これからの運行範囲の変更もあるわけでございますし、住民ニーズを十分に把握しながらこの事業を展開していきたいと、かように思っておりますので、以上答弁とさせていただきます。終わります。

介護保険の改正について、町長の答弁で、最終的な法案は現在審議中ではありますが、改正案には制度のやはり持続性の確保、あるいはまた明るく活力ある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として制度の見直しを行うものが今回の改正案の趣旨であると思います。

すなわち、在宅と施設の利用者負担の公平性、あるいは介護保険と年金給付の調整の観点から、食費や居住費など直接介護に要しない部分を全額自己負担とするという方向性が打ち出されております。よって、現段階では条例改正や創設については考えておりません。

以上、答弁させていただきます。

議長（松田眞計君） 税務課長 太田永作君。

〔税務課長 太田永作君 登壇〕

税務課長（太田永作君） 小島議員さんの質問に答弁させていただきます。

税条例の一部改正についての中で、非課税限度額の段階的廃止に伴ってその対象者はどれだけか、また対象者の住民税負担増総額は町内で幾らになるかということでございますが、対象者の数については平成17年度の町県民税の申告をされた方のうち、今回の改正で対象になれる方の総数は366名になるかと思えます。

それと、その方々の住民税の負担の増額の総額でございますが、17年度課税で計算しますと165万1,431円になるかと思えます。ただ、18年度課税になりますと若干違ってきますので、御理解のほどお願いいたしたいと思えます。

以上です。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、私の方から小島議員さんの御質問に答えたいと思えます。

先ほど町内の方で8万円の方が退所されるおそれがあるというふうな形で言われましたが、今回の改正の法案によりますと介護施設に入所する人でそういった方はいないと思わ

れます。

また、先ほど何人かという話もございますが、これは全部で、今現在施設入所している方は町内におきまして195名おいでます。その方々の中で要介護1から要介護5まで、そういった形がございます。そういった関係の中で、低所得者に対する全部で補足給付というものがございますので、そういったものについては今回想定するという事はないと思いますので、御報告だけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 小島さん、答弁終わり。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 1点だけ再質問させていただきます。

介護保険の新たな減額・免除の制度の創設とか国保税のそれとかというのは、僕の意識は、現実としていい町政をしたいというのは中野町長だけじゃなくて、ここにいる議員さん皆さん思っておられるわけです。ただ、国の悪い制度によって所得が下がっているときに、また年金額が下がっているときに、税金ふやすようなことをやるわけでしょう、料金ふやすようなことをやるわけでしょう。その中で、国は国の思いでやっているけれども、でもやはりそうであっても高齢者の家計を考慮した町政運営をしますよ、そういう答弁があるのかなと思ったんですけれども、そういう高齢者の生活、安全、健康、ここを考慮した、法がそうであっても考慮した、またそれを守る町政運営がされるのかどうか。一番不安なところですので、そこをちょっと再確認いたしたいなと思います。町長です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいまの小島議員の再質問でございます。

それぞれ、私は今定例会、提案理由の説明あるいはまた一般質問等でそれぞれ行財政改革の訴えをしてきたわけでございます。この中にはやはりそういったこともすべて包含して、今後のこの町のあり方というものをしっかりと打ち出していきたいということで、今個々にこの問題はこうします、この問題はああしますという答弁は、いささか私は現段階では私の考えていることに対し時期尚早と思っていますので、しっかりとした行財政改革大綱を立ち上げたその中ですべてのことを包含して、本町のあり方をしっかりと見据えたものを皆さん方に御報告申し上げていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思

います。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（松田眞計君） はい。

19番（小島昌治君） ちょっと誤解してとらえておられると思うんですけども、具体的に減額・免除の制度をつくってくださいとかそういうことじゃないんですよ。私が言っているのは、確かに行革、これから行財政改革始まるんでしょうけれども、これは法律ですからやらなだめですからやるんですけども、ただ高齢者の家計とか安全や健康、ここに配慮した町政運営がなされるのかどうかということなんです。そういう政治哲学的なところを聞いているんです。具体的なことじゃないです。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） もちろん高齢者対策は十分に本町の少子・高齢化に備えてやらなければならない問題でございます。やはり地域に合った高齢者福祉対策というものも、これは十分考えていかなければいけないということございまして、私答弁の中で勘違いしているわけではございません。それらも包含して今後の方針を打ち出していきたいという答弁をさせていただいたわけでございます。

以上です。

議長（松田眞計君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

委員会付託

議長（松田眞計君） お諮りいたします。議案第12号から報告第33号までの議案21件、専決10件、報告5件は、議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第12号から報告第33号は、議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

休会の議決

議長（松田眞計君） お諮りします。委員会審査のため明6月18日から6月22日までの

5日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月18日から6月22日までの5日間休会とすることに決定しました。

散会

議長（松田眞計君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は6月23日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時48分散会

平成17年 6月23日（木曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	16 番	淺 川 治 彦
2 番	津 田 勤	17 番	金 田 之 治
3 番	中 谷 浩 之	18 番	安 達 市 朗
4 番	岩 池 齊	19 番	小 島 昌 治
5 番	岡 山 信 秀	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	22 番	北 信 幸
7 番	川 崎 與 一	23 番	浜 谷 康 信
8 番	岡 野 茂	24 番	北 橋 俊 一
9 番	林 一 郎	25 番	塚 本 哲 雄
10 番	岡 山 好 作	26 番	中 橋 弘 次
11 番	宮 城 昌 保	27 番	因 幡 栄 市
12 番	守 田 幸 則	28 番	浜 岡 義 治
13 番	北 本 俊 一	29 番	中 村 建 治
14 番	中 川 信 夫	30 番	松 田 眞 計
15 番	畑 谷 正		

欠席議員

21 番	土 上 輝 男
------	---------

説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
総務課長	齊 藤 喜久治
企画財政課長	米 谷 勇 喜
情報推進室長	鍛 治 一 良
窓口センター長 兼 住民課長	田 中 外志治
窓口センター長 兼 税務課長	太 田 永 作

環境安全課長	田村淳一
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	北山茂夫
建設課長	中村清長
上下水道課長	上井信昭
企画財政課長補佐	松中和彦
医療福祉監兼 押水クリニック院長	松井晃
教育長	田畑武正
学校教育課長	赤池礼子
生涯学習課長	山田久延
志雄病院事務局長	山本実
会計課長（収入 役職務代理者）	山本外志男

議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 同意第12号 助役の選任について
- 日程第2 同意第13号 収入役の選任について
- 日程第3 報告第34号 専決処分の承認を求めることについて
専決第29号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する
条例について
- 日程第4 質 疑
- 日程第5 討 論
- 日程第6 採 決
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開 議

議長（松田眞計君） ただいまの出席議員は29名であります。定足数に達しておりますので、6月17日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、教育厚生常任委員長 守田幸則君。

〔教育厚生常任委員会委員長 守田幸則君 登壇〕

教育厚生常任委員会委員長（守田幸則君） 今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月20日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、さらに議案第13号、14号、15号、16号については追加資料の提出を受けて、各議案を慎重に審査した結果、議案9件、報告8件は原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における意見として、平成17年度予算については、予算編成の趣旨を十分生かされて執行すること、学校の大規模回収に当たっては、授業に支障を来さないように十分打ち合わせをし、機材を搬入する際には、地域住民とのトラブルや事故のないように注意すること、次回から予算の説明には詳細な資料を提出すること、介護保険や各施策については、広報等で住民への周知を徹底すること、合併協議時における協議課題について、平成18年度からの実施に際しては、慎重を期するよう意見が出されました。

また、6月21日には町内一円の現地視察を行い、解散しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 次に、産業建設常任委員長 北本俊一君。

〔産業建設常任委員会委員長 北本俊一君 登壇〕

産業建設常任委員会委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月21日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、この経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案4件、報告10件は原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における意見として、集落要望については、財源を考慮の上、できるだけこたえられるように執行されたい、平成17年度予算については、予算編成の趣旨を十分生かされて執行することの意見が出されました。

また、6月22日には、町内一円の現地視察を行い、解散いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、産業建設常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 次に、総務常任委員長 宮城昌保君。

〔総務常任委員会委員長 宮城昌保君 登壇〕

総務常任委員会委員長（宮城昌保君） 御指名により、総務常任委員長報告を申し上げます。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月22日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その結果と経過について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案10件、報告5件は原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における意見として、平成17年度予算については、予算編成の趣旨を十分に生かされた執行をすること、光ケーブルを利用して携帯電話不感地帯の解消に向けて鋭意努力すること、広域圏における消防施設設備の基本構想において施設整備などの充実を図ること、史跡調査事業はまちづくりの基本的事業であり、積極的に取り組むこととの意見が出されました。

また、委員会審査に先立ち、6月20日には町内一円の現地調査を行いました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 以上で委員長報告は終わりました。

質 疑

議長（松田眞計君） 次に、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑ないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（松田眞計君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は日本共産党を代表して、6月定例会に提案されました平成17年度当初予算案及び平成16年度補正予算案及び町条例改正案中、議案第12号 平成17年度宝達志水町一般会計予算案、議案第13号 国民健康保険特別会計予算案、議案第15号

介護保険特別会計予算案、議案第18号 水道事業会計予算案、議案第19号 下水道事業会計予算案、議案第20号 志雄病院事業会計予算案の、以上7件の平成17年度予算案及び議案第21号 行改審議会設置条例案、議案第25号、第26号の工事請負契約案、報告第28号の宝達志水町税条例の一部改正案について反対し、討論を行います。

なお、その他の議案20数件については賛成するものであります。

反対討論に先立って、平成17年度という年はどういう年でしょうか。一般質問でも提起しましたが、一緒に考えてみたいと思います。

高齢者にとっては公的年金等控除の縮小が所得税の分野で行われ、来年度は住民税の分野に広がり、老年者控除の廃止が、これも今年から所得税の分野で行われ、来年度は住民税の分野に拡大されます。

また、介護保険のホテルコストの導入で、1人月平均3万円の利用料金の増額、加えて住民税の非課税限度額の廃止が来年から3年間で決められています。そのため住民税や所得税に連動する国民健康保険税や介護保険料が、大きく引き上げられるのであります。年金額が引き下げられただけでなく、税金がこれまでの3倍、4倍、それ以上に引き上げられるケースが今後多々あらわれてくるでしょう。高齢者の大きな不安と怒りを引き起こさざるを得ないでしょう。

また、勤労者世帯にとってはどういう年でしょうか。来年1月から所得税と、6月からは住民税の定率減税が半減され、次年度で廃止されます。国立大学の授業料が値上げされ、雇用保険料がこの4月から引き上げられました。また、6月からは住民税の配偶者特別控除が廃止、年金保険料が9月から引き上げられます。また、介護保険料も4月から引き上げられました。業者の方々は、それに加えて消費税の免税点の引き上げが行われました。生活保護世帯の方々にとっては母子加算の対象が縮減され、老齢加算が廃止されます。

家計所得が減っているときに、これだけの庶民増税を押しつけるのは、庶民の暮らしだけでなく日本の経済全体も恐らく壊すものとなるでしょう。宝達志水町の議会と行政は、この国の悪政から町民の命と暮らし、安全を守るために全力を尽くすことが、平成17年度宝達志水町の当初予算の面でも強く求められています。

ところが、議会費を見てもみますと、2町が合併したからといって、ある町会議員が全員協議会で述べたように、領収書を決算委員会に提示もしない町長や議長の交際費を450万円、400万円と2倍にし、行き先だけが北海道と言われている目的があいまいで、これまでの成果も明らかでない議会視察のための費用弁償数百万円、数年前から住民にとってむ

だに海外旅行のための税金支出と指摘されている計140万円の県議長会負担金が計上されています。

議会費でのむだを削り適正化するだけで、在宅介護サービスや施設介護サービスを受けている町内約800名の高齢者家庭に、1人当たり2万円の介護慰労金の制度を創設し、支給ができます。

また、数年先のテレビのケーブル化に向けて、ケーブル整備をこの時期にわずか2年間でする必要があるでしょうか。

また、若者定住バックアップ事業で、仲人奨励金が1組について20万円支給されています。仲人というのは地域社会で培われたお世話役、ボランティアの代表であります。ここに町が20万円を支給するというのは、個人の地域社会に対するお世話とか奉仕という善意の気持ち自体を踏みにじっているということであり、町が掲げるボランティア育成と逆向きであるということに早く気づくべきであります。

また、ごみ収集に関してですが、一般廃棄物の収集・運搬委託業務は前年度より約200万円値下がりしました。しかし、業者選定で一般競争入札が行われたら、もっと安価に行われたでしょう。ただ安ければいいというだけではだめで、行政として予定価格をつくることのできる力量をつけることを強く求めるものであります。

ごみ行政に関しては、8月からのごみ袋の無料支給を評価するものであります。

また、宝達山カントリーの問題や喜多家の問題など、本来、町が支出すべきでないと思われる支出がされています。宝達山カントリーでは、今回初めて明らかにされましたが、議会に提出された経過資料によると、防災工事に3億6,800万円の業者から預かった工事費用中、わずか270万円だけで防災工事がされ、終わっています。残りはどういう理由だか何の説明もありませんが、当時の押水町長が株式会社北幸建設に返還金として渡したことが裁判の始まりであります。

宝達志水町としては、まともな防災工事がなされたのかの現地調査をすべきであります。また、弁護士費用は元押水町長と株式会社北幸建設に負担させるのが筋ではないでしょうか。町民の税金からびた一文なりとも支出することに反対であります。

また、喜多家保存会の解散清算助成として約550万円が計上されています。名目は助成となっていますが、一体保存会はこのために、自分の清算のために少しでも支出するつもりでしょうか。喜多家という町にとって大事な財産を守るために、保存会はこれまで何をしてきたのでしょうか。自分の解散のしりぬぐいもできない、こういう団体に税金を支出

することに反対するものであります。

また、学校教育費に関してですが、押水地区の学校管理運営費でPTA会費が勝手に流用されている疑惑があります。学校管理運営費は公が責任を持って行うことを強く求めるものであります。

また、志雄病院事業会計への繰出金ですが、全国の自治体病院は経営が大変であります。一般会計からの持ち出しをしてまで行っているのが現状であります。

ところが、志雄病院は、この病院があるために国から来ている地方交付税をすべて繰り入れなくとも経営を成り立たせている優秀な病院であります。経営は優秀でも、そのしわ寄せは恐らく職員の労働条件の悪化で賄われていることが予想できます。これは長続きはしない経営方向であります。

入院施設があり、地域の開業医や住民からも慕われている志雄病院をさらに信頼を高め発展させるためにも、交付税を一般会計から丸々支出することを求めるものであります。

平成17年度国保会計についてであります。今年度は志雄地域と押水地域が合併したにもかかわらず、保険税は2通りあります。予算から見れば、押水地域の方が住民にとっては安くて有利。

平成17年度、この予算案を見れば、志雄地域も押水地域と同じようにすることが、これまでの医療費支出実績からいっても十分に可能であります。住民にとって喜ばしいことで、できることをしない予算案に反対します。

また、前述したように、高齢者も国保税が引き上げられます。国保保険税の申請減免制度を充実させることを強く求めるものであります。

水道事業会計についてですが、押水地域のトン当たり200円を超える水道料金は異常であります。この改善を求めるものです。

下水道事業会計についてですが、県水を使用していない家庭のみなし水量は実態とかけ離れています。この改善を求めるものであります。

下水道特別会計予算についてですが、押水地区は工事負担の多さで、町民よりも施工業者を喜ばせる下水道工事になった反省を生かすことを求めるものであります。合併浄化槽の導入や工事の一般競争入札への実行で大きく節税できるし、住民負担も減らすことができます。

最後に、志雄小学校の校舎や体育館の耐震補強工事をする契約についてです。

一刻も早く小学校の体育館や校舎を耐震補強することは日本共産党の要望でもあり、喜

ばしいことでもあります。しかし、今回問われているのは工事金額が妥当かどうかということでもあります。

先月から国発注の鉄鋼橋梁建設工事で談合を繰り返していたことが明るみに出、2つの談合組織に加盟する約50社が取り調べを受けて、談合の事実を関係者が認めつつあります。この談合をしていたという橋梁工事の落札率が、それぞれの新聞報道での違いはありますが、今の新聞報道での95%台、96%台、これが談合をしていたという事実であります。専門家は、落札率が9割を超えると、談合があったという状況証拠があるとそう述べています。

今回、志雄小学校の校舎や体育館の耐震補強工事、いいことですが、落札率は96.4%、98.85%です。先ほどの専門家に言わせると、談合があったという状況証拠があるわけがあります。

全国にも、県内でも、指名競争入札をやめ、一般競争入札制度を導入するなどの入札の工夫をして、住民の信頼を得て、8割台に落札率を下げた事例がたくさんあります。これをしないで行財政改革を語る資格はありません。

同時に、町議会でも、世間が条例に制定しているように、公共事業を下請でも請け負う業者議員がなくなるような議会倫理条例を一刻も早く制定し、住民の信頼を得ることを求めて、反対討論とするものであります。

最後に、今度は賛成討論になりますが、議案第24号の町長の給与カットについてであります。

人口1万5,000人の町の町長を初めとする四役の給料は、余りにも町民感覚からかけ離れて高いという指摘がこれまでもなされてきました。旧押水町では、基本給に町長は4割もの加算が意味もなく役職手当として支給され、これに期末手当も乗じられてきました。これを新町に引き継いだわけですが、今回、期末手当の100%カットが当分の間、提案されました。

これを機会に、町長だけでなく、四役の給与加算の問題や基本給の問題に本格的に迫る必要を訴え、賛成討論とするものであります。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第12号 平成17年度宝達志水町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を委員長の報告の決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算から議案第20号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計予算までの議案4件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第17号から議案第20号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第17号から議案第20号までの議案4件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第17号から議案第20号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 宝達志水町行財政改革審議会設置条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 宝達志水町顕彰条例について及び議案第23号 宝達志水町文化財保護条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第22号及び議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号及び議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 宝達志水町立志雄小学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築工事（明許分）請負契約の締結について及び議案第26号 宝達志水町立志雄小学校体育館棟耐震補強及び大規模改造工事（明許分）請負契約締結についての議案2件を採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第25号及び議案第26号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第25号及び議案第26号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第25号及び議案第26号の議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の変更についてから議案

第32号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更についてまでの議案6件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第27号から議案第32号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第32号までの議案6件は原案のとおり可決されました。

次に、報告第19号 専決処分の報告について、専決第19号 平成16年度宝達志水町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、報告第19号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第20号 専決処分の報告について、専決第20号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算から報告第27号 専決処分の報告について、専決第27号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算までの報告8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第20号から報告第27号までの報告8件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、報告第20号から報告第27号までの報告8件は原案のとおり承認されました。

次に、報告第28号 専決処分の承認を求めることについて、専決第28号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、報告第28号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第29号 平成16年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告に

については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

次に、報告第30号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第31号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告についての報告2件については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

次に、報告第32号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について及び報告第33号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況についての報告2件については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

日程の追加

議長（松田眞計君） お諮りいたします。ただいま同意案件2件、報告1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

〔追加日程配付〕

町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいま提出しましたすべての案件につきまして御決議を賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

今定例会に追加にて御提案いたします案件は、同意2件、報告1件であります。

同意2件は人事案件で、宝達志水町の助役並びに収入役の選任についてであります。報告1件は、宝達志水町保育所条例の一部改正についてであります。

それでは、議案について御説明申し上げます。

まず、同意第12号 助役の選任に同意を求めることについては、助役に中江 映氏を選

任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第13号 収入役の選任につき同意を求めることについては、収入役に齊藤喜久治氏を選任いたしたく、地方自治法第168条第7項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第34号は、宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、先般完成いたしました宝達志水町立南部保育所の位置を変更するものであり、当保育所が去る6月13日に改修いたしましたことに伴い、同日付で専決処分を行ったものであります。

以上、追加提案の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

同意第12号及び同意第13号の採決

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。同意第12号及び同意第13号は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第12号及び同意第13号は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

それでは、同意第12号 助役の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号 収入役の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第13号は原案のとおり

同意することに決定いたしました。

質 疑

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第4 報告第34号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（松田眞計君） 追加日程第5 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

報告第34号 専決処分の承認を求めることについて、専決第29号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

報告第34号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、報告第34号は原案のとおり承認されました。

議員派遣の件について

議長（松田眞計君） 次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、安達市朗君の退場を求めます。

〔18番 安達市朗君 退場〕

議長（松田眞計君） お諮りいたします。議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お手元に配付のとおり議員派遣することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議員派遣の件については可決されました。安達市朗君の入場を許します。

〔18番 安達市朗君 入場〕

各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

議長（松田眞計君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

助役・収入役就任のあいさつ

議長（松田眞計君） 皆様方に御承認をいただきました助役の中江 映さんでございます。どうぞ。

〔助役 中江 映君登壇〕

助役（中江 映君） 一言ごあいさつをさせていただきます。

このたびの助役選任につきまして皆様方の御同意を賜り、厚くお礼申し上げます。

改めまして、その職責の重要性を認識しながら、肝に銘じて頑張っていきたいと思えます。中野町長の補佐役として、新生宝達志水町の発展のために微力ながら誠心誠意努力してまいりたいと思えます。今後とも皆様方の絶大なる御支援、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

議長（松田眞計君） 引き続きまして、収入役齋藤さん、よろしくお願いいたします。

〔収入役 齋藤喜久治君登壇〕

収入役（齋藤喜久治君） 今ほど議員各位の御同意をいただきまして、宝達志水町の収

入役を仰せつかりましてまことにありがとうございます。

本町は3月1日合併いたし、歴史的にのど、町のかなめとして位置する由緒ある町でございます。この町の収入役の大職につくことは、私にとって身に余る光栄であるとともに、身の引き締まる思いでございます。

現在、地方公共団体にとりましては、地方分権の進む中であって大きな転換期を迎えているものと思われまふ。ともあれ、宝達志水町がより一層飛躍し発展することを願ひ、中野町政の執行部の一員として、まことに微力ではございますが、誠心誠意最大限の努力を傾注いたす覚悟でございます。何とぞ議員各位におかれましては、温かい御厚情と御指導、そして御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

閉議・閉会

議長（松田眞計君） 以上、助役、収入役さんのあいさつが終わったわけでございます。長時間にわたり、16日から始まった6月定例会につきまして、皆さん方の協力をいただきましてつつがなく終わったことを感謝申し上げ、ありがとうございました。

以上をもちまして閉会いたしたいと思ひます。

御苦勞さまでした。

午後3時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 田 眞 計

署名議員 守 田 幸 則

署名議員 北 本 俊 一

平成 17 年第 2 回宝達志水町議会定例会

議 決 一 覧

議決番号	議案番号	件 名	議決月日	議決結果	提 案 者
第 4 4 号	議案第12号	平成17年度宝達志水町一般会計予算	6月23日	原案可決	町長
第 4 5 号	議案第13号	平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	〃	〃	〃
第 4 6 号	議案第14号	平成17年度宝達志水町老人保健特別会計予算	〃	〃	〃
第 4 7 号	議案第15号	平成17年度宝達志水町介護保険特別会計予算	〃	〃	〃
第 4 8 号	議案第16号	平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算	〃	〃	〃
第 4 9 号	議案第17号	平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算	〃	〃	〃
第 5 0 号	議案第18号	平成17年度宝達志水町水道事業会計予算	〃	〃	〃
第 5 1 号	議案第19号	平成17年度宝達志水町下水道事業会計予算	〃	〃	〃
第 5 2 号	議案第20号	平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計予算	〃	〃	〃
第 5 3 号	議案第21号	宝達志水町行財政改革審議会設置条例について	〃	〃	〃
第 5 4 号	議案第22号	宝達志水町顕彰条例について	〃	〃	〃
第 5 5 号	議案第23号	宝達志水町文化財保護条例について	〃	〃	〃
第 5 6 号	議案第24号	宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃	〃
第 5 7 号	議案第25号	宝達志水町立志雄小学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築工事（明許分）請負契約の締結について	〃	〃	〃
第 5 8 号	議案第26号	宝達志水町立志雄小学校体育館棟耐震補強及び大規模改造工事（明許分）請負契約締結について	〃	〃	〃
第 5 9 号	議案第27号	石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について	〃	〃	〃

第60号	議案第28号	石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について	6月23日	原案可決	町長
第61号	議案第29号	羽咋郡市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び羽咋郡市公平委員会共同設置規約の変更について	"	"	"
第62号	議案第30号	羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増（廃置分合）に伴う羽咋郡市広域圏事務組合理約の変更について	"	"	"
第63号	議案第31号	石川縣市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について	"	"	"
第64号	議案第32号	石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について			
第65号	報告第19号	専決処分の報告について 専決第19号 平成16年度宝達志水町一般会計予算	"	原案承認	"
第66号	報告第20号	専決処分の報告について 専決第20号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	"	"	"
第67号	報告第21号	専決処分の報告について 専決第21号 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計予算	"	"	"
第68号	報告第22号	専決処分の報告について 専決第22号 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計予算	"	"	"
第69号	報告第23号	専決処分の報告について 専決第23号 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算	"	"	"
第70号	報告第24号	専決処分の報告について 専決第24号 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計予算	"	"	"
第71号	報告第25号	専決処分の報告について 専決第25号 平成16年度宝達志水町水道事業会計予算	"	"	"
第72号	報告第26号	専決処分の報告について 専決第26号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計予算	"	"	"
第73号	報告第27号	専決処分の報告について 専決第27号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算	"	"	"

第74号	報告第28号	専決処分の承認を求めることについて 専決第28号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について	6月23日	原案承認	町長
	報告第29号	平成16年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	原案了承	〃
	報告第30号	平成16年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃
	報告第31号	平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃
	報告第32号	宝達志水町土地開発公社の経営状況について	〃	〃	〃
	報告第33号	財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について	〃	〃	〃
第75号	同意第12号	助役の選任について	〃	原案同意	〃
第76号	同意第13号	収入役の選任について	〃	〃	〃
第77号	報告第34号	専決処分の承認を求めることについて 専決第29号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について	〃	原案承認	〃
		議員派遣の件について	〃	原案可決	〃